

平成三十年秋田県議会第二回定例会会議録

第三号

議事日程第三号

平成三十年九月十八日(火曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子
三	吉方清彦	四	石川徹
五	佐々木雄太	六	杉本俊比古
七	鈴木健太	八	佐藤信喜
九	加藤麻里	十	佐藤正一郎
十一	三浦茂人	十二	小原正晃
十三	沼谷純	十四	今川雄策
十五	鈴木雄大	十六	高橋武浩
十七	平山晴彦	十八	石川ひとみ
十九	東海林洋	二十	渡部英治
二十一	菅原博文	二十二	佐藤雄孝
二十三	北林丈正	二十四	竹下博英
二十五	原幸子	二十七	田口聡
二十八	石田寛	二十九	三浦英一

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子
三	吉方清彦	四	石川徹
五	佐々木雄太	六	杉本俊比古
七	鈴木健太	八	佐藤信喜
九	加藤麻里	十	佐藤正一郎
十一	三浦茂人	十二	小原正晃
十三	沼谷純	十四	今川雄策
十五	鈴木雄大	十六	高橋武浩
十七	平山晴彦	十八	石川ひとみ
十九	東海林洋	二十	渡部英治
二十一	菅原博文	二十二	佐藤雄孝
二十三	北林丈正	二十四	竹下博英
二十五	原幸子	二十七	田口聡
二十八	石田寛	二十九	三浦英一
三十	土谷勝悦	三十一	工藤嘉範
三十二	近藤健一郎	三十三	加藤松一
三十四	佐藤健一郎	三十五	小松隆明
三十六	大関賢一	三十七	川口隆一
三十八	小田美恵子	四十	鶴田有司

三十	土谷勝悦	三十一	工藤嘉範
三十二	近藤健一郎	三十三	加藤松一
三十四	佐藤賢一郎	三十五	小松隆明
三十六	柴田正敏	三十七	大関隆一
三十八	川口一	四十	小田美恵子
四十	鶴田有司	四十二	鈴木洋一
四十二	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴
企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘
会計管理者(兼)出納局長	鎌田雅人

総務部次長 神部秀行
 財政課長 猿田和三
 教育委員会教育長 米田進
 警察本部長 森末治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、九月十四日、知事から政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の

政策等への反映状況に関する報告書 掲載省略

●議長(鶴田有司議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、三十二番近藤健一郎議員、九番加藤麻里議員、二十三番北林丈正議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(鶴田有司議員) 御異議ないものと認めます。まず、三十二番近藤議員の発言を許します。

【三十二番(近藤健一郎議員)登壇】(拍手)

●三十二番(近藤健一郎議員) おはようございます。自由民主党会派の近藤健一郎でございます。

まず、金足農業高校についてであります。夏の甲子園準優勝という

偉業をなし遂げ、そしてまた、ひたむきな姿勢で野球に打ち込む姿が全国ファンを魅了し、秋田ブランドのイメージ向上に大きく貢献したことはもちろん、その活躍によって秋田県全体が大いに盛り上がり、本県が直面する課題に対しても、県民一人一人の力を結集して立ち向かっていけば必ずや克服することができるという、「希望」とチャレンジする「勇気」を県民に与えてくれたという意味でも、高く評価できるものと思っております。本日、私が質問する事項についても、金足農業のように、県民の総力を挙げて解決していくという熱い思いのこもった答弁を期待しつつ、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

まずはじめに、人口減少への対応についてお伺いいたします。

県では、第三期ふるさと秋田元氣創造プランにおいて、人口減少の克服を最重要課題に掲げながら、幅広い分野で総合的に取り組みを進めていくこととし、本年度、そのスタートを切ったところではありますが、プラン策定直後に国立社会保障・人口問題研究所から発表された新たな人口推計では、本県の人口見通しが下方修正され、加えて「二〇四五年には約六十万名まで減少する」という、大変厳しく、また極めてショッキングな見通しが示されました。こうした状況を踏まえ、県から六月定例会で「人口減少に対応した三期プランの加速化パッケージ」が提示されましたが、その内容を見る限り、人口減少対策としての実効性に疑問を感じる取り組みが多く見受けられ、県民から共感を得られる内容とはなっていないように思われます。より踏み込んだ取り組みとなるよう、さらに深掘りした検討が必要のように感じておりますが、知事はいかがお考えでしょうか。

人口減少に伴い、地域経済の規模が縮小し、担い手不足が地域の活力の低下につながり、ひいては地域社会の維持が難しくなるなど、そのマイナス面ばかりが強調されており、もちろんそれはしっかりと対応していくことが重要であります。一方で、人口密度が低い方が有利に働く場合や、高齢化が他の地域に先行して進んでいくことで本県が優位に立

てる面があることに、目を向けることも大切ではないかと思っております。例えば、農業分野では、将来的に担い手が減り、耕作できなくなる土地の増加が見込まれますが、稲作などの土地利用型農業であれば、農地の集約を上手に進めることで、残った農業者が生産規模を拡大し、従来より効率的な生産体制を整えることも可能になると思えます。また、我が国の総人口が減少する中であっても、高齢者、特に後期高齢者は当面増加を続けることとなりますが、こうした年齢層を今後も伸びが見込めるマーケットと捉え、既にこうした状況が先行している本県において、高齢者の利便性向上につながる機器の開発や、商業や観光分野において高齢者から好まれる新たなサービスモデルをつくることができれば、他県に先んじて成長産業に発展させていくことも夢ではないものと考えます。

このように、私は、六月議会で示されたような「攻めと守り」の対策も大切ですが、人口減少や高齢化を逆手に取るような取り組み、秋田が他地域に先行して直面している課題への対応などを様々な分野で進めることにより、逆境の中から新しい秋田の強みを生み出していくべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、関係人口の拡大に向けた取り組みについてお伺いします。ここで改めて申し上げるまでもなく、人口減少対策の基本は、「定住人口」の増加を図ることにあるわけですが、一朝一夕にその増加を図ることが難しいものであることを踏まえれば、それとともに、観光や経済活動等を通じ地域を訪れる人々の数、いわば「交流人口」を増やすことによって、仮に定住者が減ったとしても地域社会を維持していこうとする視点も重要ではないかと考えております。このため、我が国全体の人口減少が避けられない中で、インバウンド誘客を図りつつ交流人口の拡大に向け、各県が競い合うように取り組んでおりますが、現実には、本県を含む多くの地域において、なかなか成果を上げられずにいるのが実情ではないでしょうか。

こうした中、近年、「関係人口」という新たな考えが注目されております。これは、地域に住むことは無理にしても、そこに暮らす人とのつながりなどをベースに地域との接点を持って、頻繁に訪れてくれる方々のことを指し、本県でも例えば、秋田内陸線をこよなく愛し、四季折々に訪れてくれる鉄道ファンの方々、最初は観光旅行だったものが、宿泊した農家民宿でオーナーの人情に触れ、それが親戚同様のお付き合いになるにまで発展し、何度も訪れるようになった方々など、各地で様々な「関係」が構築されております。定住・交流の促進という面では、大都市圏から遠く、他県と比べ優位に立ちにくいハンディキャップを抱える本県においても、「人と人の関係」という視点で見れば、様々なムラおこしや地域づくり、県内各地に残る多彩な伝統芸能、古い鉄道や産業遺産などの保存活動、さらには農村部における住民との触れ合いや農業体験など、決して他県に引けを取らない数多くの魅力がありますし、本県の社会減の多さを裏返してみれば、他県に住む本県関係者が数多くいるということでもあります。

県内でも関係人口に着目した取り組みを始めている市町村もあります。三期プランを見る限り、移住や定住に向けた取り組みは明確に位置づけられているものの、関係人口の拡大については特に触れられておりません。市町村の取り組みが先行する中、県として、市町村の枠を越えた取り組みや、市町村のサポートに力を入れるなど、関係人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいくべきと考えますが、そうした関係人口拡大に向けた取り組みについての基本的な認識と、具体的な取り組みの方向性について、知事の御所見をお聞かせください。

次に、人口減少社会における県と市町村行政のあり方についてお尋ねいたします。

県人口が百万人を切る中、地域を運営する行政のサービスについてもさらなる効率化が課題となっております。県政と市町村行政を並べてみると、両者に部分的に重なり合うところもあることから、今後はこうし

た重なりを整理しつつ、良質な行政サービスを提供していくことが重要となってきます。また、大きく分けると、住民登録や各種給付などの住民生活に身近なサービスや義務教育は、主に市町村が担う一方、空港、港湾、高校教育や高等教育など、一定の規模が必要なものの、効果が市町村の区域を越えるものなどは、主に県が担っております。これらは役割分担が比較的明確な業務ですが、例えば道路では、その重要度により国と県、市町村がそれぞれに分担しているほか、人口減少対策や観光誘客、企業誘致、文化振興などは、かなり重複した事業を行っており、こうした重なりをそぎ落とすことで、スリムな体制でも良質な行政サービスの提供が可能になるものと思われれます。

県ではこれまでも、市町村の公共下水道等の処理場を廃止し、県の流域下水道に接続する取り組みを進めてきましたが、より一層の行政の効率化を図るため、道路や河川、公営住宅など社会資本の維持、観光プロモーション、企業誘致、福祉行政など、単一の市町村ではなく、複数の市町村が一体的に取り組む方が効率的なものについて、例えば地域振興局の代行実施や、一部事務組合などの堅い仕組みではない簡便な形で関係する市町村が共同実施できるようなスキーム、さらには共同での民間委託など、幅広い手法について県がリードして早急に検討を進めるべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、健康寿命日本一県民運動についてお伺いいたします。

県ではこれまで、県民が健康に過ごせる期間を伸ばす運動に取り組んでおりますが、国が三月に発表した二〇一六年の都道府県別健康寿命では、本県男性が七一・二歳で全国最下位という残念な結果になりました。本県男性の健康寿命は少しづつ伸びているものの、全国順位は前回調査の十年が二十三位、前回の十三年は三十九位、今回はついに最下位と毎回低下してきており、女性については、前回の七十五・四歳から七四・五歳と健康寿命が縮み、順位も前回の三位から三十三位へと大きく低下しております。

県がこの三月に策定した「健康秋田いきいきアクションプラン」では、取り組みの柱を食生活改善と運動、たばこに置き、健康寿命の延伸を図ることとし、生活習慣病などのリスク低下に向け、働き盛り世代を主な対象に、食塩摂取量の低減とともに野菜・果物の積極的な摂取、さらには適度な運動と禁煙を呼びかけるなどの取り組みを進め、十年後には「健康寿命日本一」を目指すとしております。しかしながら、私にはスローガンばかりが先行しているようにしか感じられてなりません。関係者も懸命に努力しているとは思いますが、数字を見る限り日本一にはほど遠いのが現実であり、大胆に取り組みを再構築する必要があるのではないのでしょうか。お隣の青森県では、平均寿命全国最下位の返上に向け、「だし活、健活（けんかつ）、減塩推進事業」と称し、庁内の健康福祉部門と農林水産部門が協力し、だし製品の開発と普及による減塩運動などを展開しております。本県においても、庁内各部署が連携して、県民にもわかりやすい、またチャレンジする気にさせる取り組みを前面に打ち出していく必要があるのではないのでしょうか。真の健康長寿県の実現に向け、幅広い取り組みを加速していくことが大切ですが、これまでの取り組みへの評価、さらには庁内連携を含む今後の運動の進め方について、知事の御所見をお聞かせください。

一方、食生活の改善とともに適度な運動も、健康長寿を実現する上では欠かすことはできません。県内の高齢者を見ると、雪のない時期はパークゴルフやグラウンドゴルフなど、適度な運動に興じる光景が各所で見られますが、冬場になると、「除雪が一日の唯一の運動」だとか、「家の中に閉じこもっているだけ」という方々も多い状況ではないでしょうか。やはり私がこの二月議会で提案した土床式体育館が、高齢者が年間を通じて運動できる施設としてクローズアップされてくるものと思います。二月議会では、県立北欧の杜公園への設置についてお聞きしましたが、知事からは「基本的に市町村が担うべき」との御回答でありました。確かに、単独でぽつんと特定の地域につくるのであれば、市町

村が担うべきということになるとは思いますが、北欧の杜公園では、もとより通年利用を促進し、様々なソフト事業も展開されており、そうした状況の中で、夏場の雨天時への対応とあわせ、より冬期の利用も促進するという観点に立って、土床式体育館を整備するということはそれほど難しいことではないと考えられますが、知事いかがでしょうか。市町村が担うべきと一蹴することのない、前向きな答弁をお願いいたします。次に、県・市連携文化施設についてお伺いします。

私は、県民が全国に誇れるような文化施設にすべきだとの思いから、二月議会において、本県を代表する秋田杉の活用を提案いたしました。知事からは「一定の経費はかかるものの積極的に取り組みたい」との前向きな答弁をいただきました。これまでの説明によれば、内装などに県産材をふんだんに用いるほか、県内工芸品なども活用されることとあり、経費面ではかなり増しになるものの、数十年に一度のことであり、この上は、ぜひともすばらしい施設にしていきたいと考えております。

こうした中、産業観光委員会の県外調査で札幌市のコンサートホール「K i t a r a（きたら）」を視察しましたが、まちづくりとの調和や利用者への配慮、北国の地域性に対する工夫がすばらしく、大変参考になるものでありました。このホールは、札幌市中心部の中島公園に設置されており、最寄りの地下鉄駅までは約七百メートルもありながら、来場者用の駐車場は設けておりませんでした。この点について、施設側は、「公園の雰囲気味わいながらホールまでいらしてほしい」との説明でありました。本県では、アクセスや駐車場が大きな議論になりましたが、知事が基本的な考え方として、「施設は中心市街地に配置し、アクセスは公共交通機関の利用をメインに考えるべき」と述べてきたことと共通するものであり、秋田駅から広小路のにぎわいやお堀の風景を楽しみながら来ていただく、そしてそれが町中の施設としての魅力向上につながるということが期待できるものと考えております。札幌市の「K i t a r a

(きたら)」は、大ホール約二千席、小ホール約四百五十席と、本県の文化施設とほぼ同程度の規模であります。細部を見ると、多くの方々がコートを着用して来場する冬場に対応するため、コート収納用のクロークが完備されているほか、楽屋のレイアウト、さらには演技者同士が集うことができる喫茶スペースなど、随所に利用者へのきめ細かな配慮が感じられました。私も地域の合唱団の一員として、県民会館などで発表会に参加してきましたが、ともに歌う仲間にとって、新たな文化施設はまさに「晴れの舞台」になるとともに、聞きにきてくれる方々にとっても、ドレスアップして向かう「新たな街へのお出かけ」であります。

このように、文化施設には日常とは異なるプレミアムな高級感を醸し出していただきたいし、また、ふだん経験できない何気ない気配りもまた大切であります。新たな文化施設においても、建物の外観や内装の秋田らしさとともに、コートを収納するクロークのような、当地の気候に配慮した機能、演じ手や聞き手がリラックスして「晴れの場」を楽しむことができる楽屋やホワイエ周りの雰囲気づくりなど、名実ともに秋田らしい施設づくりを進めるべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、民俗芸能の伝承についてお伺いします。

本県は、四つのユネスコ無形文化遺産に加え、全国最多となる十七の国指定重要無形民俗文化財を有しているなど、県内各地で貴重な地域の文化資源が、地域の方々の手で脈々と受け継がれております。しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化により、県内の民俗芸能の維持・存続が難しくなっており、平成五年には三百十五件あったものが、平成二十五年には二百七十二件まで減少し、今の演じ手が引退すれば後継者がいないという状況に陥っているものも少なくないと聞いております。私の地元にある国重要無形民俗文化財の根子番楽のように、知名度があり、文化財として貴重な価値を持つものでありながら、担い手不足だけ

ではなく、用具の修理、更新には苦勞しているのが現実であります。

このように、地域の民俗芸能が存続の危機に瀕する中、県も地元町村と連携し、学校教育に取り入れるなどの対策を講じておりますが、少子化の進行によって、地域内だけでは、いざれ担い手確保が困難になることは避けられないことのように思われます。貴重な民俗芸能を確実に伝承していくためには、もう一步踏み込み、集落以外の人を演じ手として参加させたり、同じ系統の行事同士で演じ手を融通し合うような仕組みを、県や市町村が中心となつて構築するなど、それぞれの事情を踏まえた存続策を模索していくべきだと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

また、民俗芸能の存続には用具の修理や更新も大切であり、県でも用具の修理に対する助成制度を設けておりますが、地元市町村と役割分担しながら、これまで以上にきめ細かな対応を講じるべきと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

最後に、世界遺産登録についてお伺いいたします。

この七月、国の文化審議会において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」がユネスコ世界文化遺産の推薦候補に選定されました。北秋田市の伊勢堂岱遺跡も登録候補であり、審議会の当日は、市内の施設に集まった多くの市民の皆様とともに吉報を喜び合いました。六度目の挑戦にしてようやく国内推薦候補に選ばれたことは、多くの関係者の方々の粘り強い御努力のたまものであり、心より敬意を表したいと思います。

これにより登録に向けて大きく前進したわけですが、二〇二〇年以降は各国からのユネスコへの推薦枠が毎年一件に制限されることとなっており、まずは国内推薦の獲得、その後はユネスコ諮問機関による審査のクリアなど、世界遺産委員会の審議と登録までには幾つかのハードルが控えております。私としては、関係道県と緊密な連携のもと、ぜひとも最短となる二〇二〇年の登録を目指していただきたいと思います。登録に向けて今後の見通しと早期登録に向けた取り組みについて、教育長

の御所見をお聞かせください。

さて、今回、推薦候補に選定されたことに地元では大変な盛り上がりを見せておりますが、候補地が県北部に偏っていることもあってか、県全体での盛り上がりとしては、いま一つといった感じがしております。しかしながら、世界遺産の認定は本県の知名度を高め、国内外力らの多くの来訪者など全果的な波及効果が期待できるほか、県民全体の誇りにもつながるものであります。こうした絶好の機会を生かし、県全体の活力の創造につなげていくためには、各遺跡の充実した展示内容、学校教育や生涯学習での紹介、観光ルートへの組み込み、近くにある世界自然遺産白神山地との連携などが必要になってきますし、しっかりと準備しておくことが重要であります。

世界遺産登録は、この夏の金農の活躍に続き、本県が国内外の注目を浴びるまたとないチャンスでもあり、関係部局が一体となって登録に向けた諸準備に取りかかるべきと考えますが、総合的な活用の視点に立つた知事の御所見をお聞かせください。

さて、自然・文化の継承に関する制度としては、ユネスコの「世界遺産」のほか、国内では文化庁が「日本遺産」制度を設置しており、本県からも北前船寄港地・船主集落が認定されておりますが、さらに都道府県で独自に遺産制度を設けている地域もあります。今回、縄文遺跡群の世界遺産登録をもとに目指す北海道には、地元のNPO法人が運営する「北海道遺産」という制度があり、次の世代へ引き継ぎたい道内の有形無形の財産の中から、道民全体の宝物として、開拓期の鉄道や港湾施設、教育施設、さらには自然景観など五十二の遺産を登録し、地域の活性化につなげようとしております。

本県においても、例えば秋田内陸線や由利高原鉄道、旧小坂鉱山鉄道などの鉄道施設、阿仁銅山や院内銀山、八橋油田などの鉱業施設、さらには秋田犬や比内地鶏、ハタハタ、あきたこまち、秋田杉など本県固有の動植物、ドラゴン・アイなど、ほかに例を見ない自然現象、我が国最

大の八郎潟干拓地の広大な景観、マタギの風俗、秋田県民歌など数多くの資源があります。こうした県民にとってかけがえのない資源を遺産に認定することで、県民が地域を学び、理解し、誇りを持つとともに、国内外に対し情報を発信できれば、地域の発展にもつながるものと思います。学術や教育のみならず、県民共通の心のよりどころとして、ぜひとも「秋田遺産」制度の創設を御検討いただきたいと思います。知事の御所見をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。御清聴まことにありがとうございます。（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。近藤議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、人口減少への対応について、第三期プランの加速化パッケージでございます。

加速化パッケージでは、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」で示した人口減少社会の克服に向けた「攻め」と「守り」の取り組みに加え、労働力人口の減少に伴う地域経済の縮小という課題に対応するため、「人口減少下における経済力の維持」という新たな視点からの取り組みを示したところでございます。この中で、早急に実施する必要がある取り組みについては、既に六月補正予算に計上したところでありますが、今後取り組みべき人口減少対策の方向性を示したものについては、県民や県議会の御意見を踏まえながら、順次、取り組み内容の具体化を図ってまいりたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、本県が人口減少や高齢化等の課題の先進県であることを逆手に取り、第四次産業革命のイノベーション等を活用して、生産性の向上や様々な地域課題の解決に取り組んでいくことも重要であると考えております。このため、パッケージでは、大規模農業の展開に

向けたロボット農機の研究や、少子高齢化に対応した高機能製品の開発支援等を進めるほか、ユニバーサルツーリズムの推進や高齢者向けの食材開発等に取り組んでいくこととしており、今後、こうした取り組みのさらなる充実を図ってまいります。

最重要課題でございます人口減少社会を克服するという気概を持ち、本県が有する有形無形の資源を総動員しながら、時代を先取りした取り組みを積極果敢に展開し、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」をつくり上げてまいります。

次に、「関係人口」の拡大でございます。

移住には至らないものの、観光交流など地域と多様なかわりを持つ人々を「関係人口」と捉え、将来的な移住への期待も込めて、観光リピーターやふるさと会等とのつながりを持つとうとする取り組みが、全国的に広がってきております。本県においても、地域外の方々とのネットワークを強化する市町村が増えてきており、鹿角市では、参加者を「鹿角家」の家族と見立てた交流イベントを開催しているほか、横手市では、地元出身者等を「応援市民」として地域の活性化策を企画・実践してもらう仕組みをつくるなど、特色ある取り組みが進められております。

県としても、「関係人口」は様々な形で県外から地域の維持・活性化に持続的にかかわっていたただける方々であり、将来の移住にもつながる潜在層と捉えております。このため、市町村と密接に連携しながら、秋田への回帰の呼びかけや仕事体験を重視したツアーメニューの提供、地域資源を活用して秋田で起業を目指す「ドチャベン」事業の推進など、県外在住者との交流機会を創出し、秋田の暮らしに深く関心を持つ「秋田ファン」づくりに取り組んできております。こうした取り組みに加え、例えば、伝統行事や農業などの担い手として、あるいは起業や事業承継など地域を活性化する人材として、地域の様々な課題の解決に深くかかわっていただくよう働きかけるなど、本県とのきずなづくりを積極的に進め、「関係人口」の拡大につなげてまいります。

次に、県と市町村行政のあり方でございます。

県では、今年三月の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を受けて、将来における市町村の行政サービスの維持について強い危機感を持っており、事務事業の共同実施などの連携は一層重要になるものと認識しております。これまでも、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」などにおいて、市町村と研究・協議を行い、道路・橋梁にかかる点検業務の包括発注や、新たな電子申請システムの整備に合わせた共同利用の拡大など、市町村との連携の取り組みを進めてきたところであります。また、今後は、ソフト事業や公共施設、基礎的業務などにおいて、地域の課題やニーズなどを俯瞰し、市町村の区域を越えて拡大していきたいと考えており、例えば複数の市町村による企業の人材確保対策や、子育て施設・体育施設などの相互利用、事務体制の共同化などが挙げられますが、実際に連携する事務の種類や市町村の組み合わせについては、生活圈や市町村の状況などに応じて、弾力的に捉えていく必要があると考えております。

こうしたことから、自治体関連連携の構築に当たっては、国の制度にこだわらず、市町村の意向を踏まえながら柔軟な手法を検討するなど、具体の協議を行ってまいります。

次に、健康寿命日本一県民運動でございます。

まず、取り組みへの評価と今後の進め方でございますが、昨年度、県民運動の推進主体として官民協働による「健康づくり県民運動推進協議会」を設立するとともに、県民運動の基本計画となる「健康秋田いきいきアクションプラン」を策定し、県民総ぐるみの取り組みを展開してまいりました。これまで、協議会会員が健康づくりに関する啓発や機会の提供に積極的に取り組んできた結果、例えば、協会けんぽ秋田支部の健康経営宣言事業所数は、平成二十八年度の百二十五社から今年八月末現在で六百三十七社まで増えたほか、今年度から新たに開催された「大仙市健康ウォーク」や「男鹿線沿線ウォーキング」にはそれぞれ百五十名

以上が参加するなど、県民の健康に対する意識と行動が着実に変わってきたところでもあります。

今後は、こうした健康イベントを健康ポイント事業と結びつけるなど、県民運動の内容が一層県民にわかりやすく、またチャレンジしやすい環境整備を図るとともに、全庁的に健康づくり施策を推進するため、庁内連携会議を定期的に開催し、地場産品を活用した食品提案や文化・スポーツ活動など幅広い分野で部局横断的に取り組んでまいります。

次に、北欧の杜公園への通年利用型体育館の整備についてであります。県立北欧の杜公園は、広域的な利用を目的として整備され、良好な針葉樹林、池や広々とした草地などが北欧的な雰囲気醸し出し、四季の移ろいを肌で感じられる、自然豊かな公園であります。

御指摘のとおり雪国である本県では、冬期間における屋外での運動機会が制限され、高齢者に限らず一般的に運動不足が懸念されておりますので、屋内体育施設を活用した運動については、健康長寿を実現する上で意義があるものと考えております。既存の屋内施設としては、県が整備した大館市のニプロハチコ公ドームのほか、北秋田市内には、市が整備した五カ所の施設があり、冬期間や雨天時において幅広く利用されているところではありますが、地域住民にとって身近な体育施設のさらなる整備については、一義的には地元市町村の役割だと認識しております。

なお、北秋田市に対し、市体育協会から土床式体育館の整備について問い合わせが寄せられていると伺っておりますが、県として新たに整備するとすれば、おのずと広域的かつ大規模な施設となることから、ニーズを踏まえた必要性、費用対効果など、根本からの議論が必要であると考えております。

次に、県・市連携文化施設でございます。

この施設は、千秋公園と一体となって県都秋田市のシンボルとなるものであり、芸術文化の殿堂として、将来にわたって県民から愛され、親しまれるものとなるよう、幅広く意見を聞きながら構想を練り上げてき

たところでもあります。

約二千席の高機能型ホールと約八百席の舞台芸術型ホールについては、様々な芸術文化活動が放つ輝きで包み込まれる特別なゾーンであり、県産材で壁面が彩られた二つのホールの醸し出す格調高い雰囲気、期待で胸が躍る、まさに「ハレの場」にふさわしい劇場空間にしたいと考えております。また、ガラス越しにお堀や中土橋通りを見渡せる広いホワイエは、幕間のくつろぎの場となるほか、公演のない日にあっても、明るく見通しの良いエントランスロビーとともに開放され、県民の憩いのスペースとして活用いただけるものとなっております。

これまで、施設が有すべき機能について、ワークショップを開催し、県民の意見を聞きながら検討を重ねてまいりましたが、手荷物の預かり場所を望む声が多かったことを踏まえ、コインロッカーを配置することにしたほか、イベント主催者の判断により、クロックとして活用できるスペースを確保したいと考えております。また、楽屋についても、機能的に留意しつつ、十分な数を確保するとともに、出演者同士で歓談できるアーテイストラウンジも設けるなど、出演者がリラックスできるよう配慮しております。

現在、実施設計作業と併行して、自主事業のあり方や開館時間、利用料金など、運営の基本方針となる運営管理計画の検討を進めており、今後ともハード・ソフトの両面から秋田らしさを追求し、長く県民の皆様が親しまれる施設にしてまいります。

次に、世界遺産登録でございます。

まず、世界遺産の総合的な活用でございますが、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、七月の文化審議会において世界文化遺産の圏内推薦候補に決定されたことは、秋田県議会縄文遺跡群登録推進議員連盟の皆様のお力添えのたまものであり、心から感謝を申し上げます。今後とも、世界遺産の本登録に向けて、四道県一体となって取り組んでまいります。県内にある二つの構成資産については、保存・活用の拠点施設である

大湯ストーンサークル館と伊勢堂岱縄文館が整備され、ボランティアアイドも活動しているなど、地元では観光客の受け入れ態勢の充実を図ってきております。縄文遺跡群が世界文化遺産に登録された際には、自然遺産「白神山地」と文化遺産が近接し、原始の自然と歴史的価値の高い遺跡の双方を一度に巡ることができることから、自然愛好者や歴史好きの方など幅広い層の観光客にアピールできる、強力な誘客コンテンツになるものと考えております。こうした絶好の機会を生かし、今後は遺産の魅力を国内外に広くPRするとともに、旅行エージェントやメディアへの売り込みを強化するなど、世界遺産登録後を見据えた準備を進めてまいります。

次に、秋田遺産制度の創設でございます。

本県は、長い歴史と伝統に根差した有形無形の様々な資源を有しており、それらはまさに秋田の活性化の原動力となる財産であります。この中には、過去からのつながりにおいて未来に残すべき遺産と、むしろ遺産という名を冠することによって生き生きとした「ダイナミズム」を失うものがあり、また、人や地域によってその捉え方も多種多様で多岐にわたるものと思われれます。このような制度を創設するに当たっては、客観的な選定基準の設定も含め、より幅広く検討する必要があることから、識者の意見を踏まえ、当面、様々な事例について情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

私から以上でござります。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 近藤議員から御質問のありました、民俗芸能の伝承についてお答えいたします。

本県に伝承されてきた多数の民俗芸能や祭り・行事には、それぞれ固有の背景と伝統のもとで、参加者の範囲と役割、開催日等に一定の決まりがあり、少子高齢化や人口減少と相まって、現状のままでは各地域における継承者の確保が困難になっていくものと捉えております。今後の

継承には、これまでの伝統を尊重しつつ、時代の変化に柔軟に対応しながら後継者を育成していくことが必要であると考えております。

このような状況の中、既に県内においても、地域外から参加者を呼び入れたり、複数の保存団体が協力して笛の奏者を育成したりする取り組みが行われており、こうした先行事例を他の団体へ情報提供するなど、伝統芸能継承の一助となるよう積極的に取り組んでまいります。

また、民俗芸能等の保存団体に対しては、用具修理への助成を続けてきているところでありますが、加えて、囃手や演じ手など後継者を育成する取り組みに対しても、個々の実情やニーズに応じて、できる限りの支援を行ってまいります。

次に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の登録に向けた見通しと今後の取り組みについてであります。このたびの決定に際しましては、県議会の皆様から力強い御支援を賜りましたことについて、私からもこの場をおかりして心からお礼を申し上げます。

世界遺産本登録に向けては、二〇二〇年度の審査から一国一件の推薦となるため、奄美・沖縄の自然遺産候補との調整もありますが、今後は、今月末に英文による推薦書の暫定版を、二月一日までには正式版を国からユネスコに提出する予定であります。その後、来夏ごろには国際記念物遺跡会議「イコモス」の調査員による現地調査を受け、再来年の六月ごろに行われる世界遺産委員会での採択を経て、本登録されることを目指してまいります。

本登録を見据えた今後の取り組みについては、国内の機運醸成はもとより、イコモスの現地調査やユネスコからの追加情報の要請など、海外機関への対応が増加することから、四道県が一体となり鋭意取り組むとともに、海外に向けた縄文遺跡群の価値の発信等にも力を入れてまいります。以上でござります。

●三十二番（近藤健一郎議員） 一点、再質問させていただきます。

北海道・北東北の縄文遺跡群のことで答弁をいただきました。これが世界遺産となれば、今の北海道の大きな地震、被害を受けてる北海道の皆様にとりまして復興への弾みとなると思いますが、人口減少で苦しんでおります北東北三県の活性化にも弾みが出てくると思います。先ほど知事から「登録に向け、四道県と一体となって取り組んでいく」という力強い答弁をいただきました。ただ、これからは——先ほど教育長の答弁にもありましたように、これからが本当の正念場と思っておるわけで、地域の思いをしっかりと国に届けていってほしいし、いかなければならないなと思つているところでございます。知事におかれましては、菅官房長官にこれまでも陳情要望していただいておりますが、これからも、総理、そしてまた菅官房長官、関係大臣、関係各位に力強く、北秋田市の思い、そしてまた鹿角市の思い、本県を含めた四道県の思いをしっかりと届けていただきたいと思います。知事のお考えをお聞かせください。

【知事（佐竹敬久君）】

知事（佐竹敬久君） この件に関しては、国会議員の議員連盟、また、県会議員の先生方、大変皆さん一緒になって協力をいただいております。今年になって、私も四道県で今まで三回、今度四回目を十月に行う予定です。また、これから集中的に、いろいろな予算時期ですので、各県、あるいは各県が一緒になって様々なルートで、これをプレッシャー——プレッシャーというか、国に対し陳情要望を行ってまいります。ひとつ別の要素がございます。沖縄県知事選挙、あの基地問題。あの問題と、相当政治的な駆け引き、これがどうなるか。これは私も知るよしもございませんが、そういうこともございますけれども、我々としては、あくまでも真正面からしっかりとこれを要望するという姿勢で臨んでまいります。

議長（鶴田有司議員） 三十二番近藤議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時十分再開

出 席 議 員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
出 席 議 員	一 番	薄 井 司	二 番	加 賀 屋 千 鶴 子
	三 番	吉 方 清 彦	四 番	石 川 徹
	五 番	佐 々 木 雄 太	六 番	杉 本 俊 比 古
	七 番	鈴 木 健 太	八 番	佐 藤 信 喜
	九 番	加 藤 麻 里	十 番	佐 藤 正 一 郎
	十 一 番	三 浦 茂 人	十 二 番	小 原 正 晃
	十 三 番	沼 谷 純	十 四 番	今 川 雄 策
	十 五 番	鈴 木 雄 大	十 六 番	高 橋 武 浩
	十 七 番	平 山 晴 彦	十 八 番	石 川 一 と み
	十 九 番	東 海 林 洋	二 十 番	渡 部 英 治
	二 十 一 番	菅 原 博 文	二 十 二 番	佐 藤 雄 孝
	二 十 三 番	北 林 丈 正	二 十 四 番	竹 下 博 英
	二 十 五 番	原 幸 子	二 十 七 番	田 口 博 聡
	二 十 八 番	石 田 寛	二 十 九 番	三 浦 英 一
	三 十 番	土 谷 勝 悦	三 十 一 番	工 藤 嘉 範
	三 十 二 番	近 藤 健 一 郎	三 十 三 番	加 藤 鉦 一
	三 十 四 番	佐 藤 賢 一 郎	三 十 五 番	小 松 隆 明
	三 十 七 番	柴 田 正 敏	三 十 八 番	大 関 隆 衛
	三 十 九 番	川 口 一	四 十 番	小 田 美 恵 子
	四 十 一 番	鶴 田 有 司	四 十 二 番	鈴 木 洋 一
	四 十 三 番	北 林 康 司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。九番加藤議員の発言を許します。

【九番（加藤麻里議員）登壇】（拍手）

●九番（加藤麻里議員） 社民党会派の加藤麻里です。

はじめに、イージス・アシヨアの配備問題について伺います。

六月一日の防衛省の説明を皮切りに、防衛省と県や市、地元住民や市民との間で様々なやりとりが行われてきました。この間、知事は専門的な見識をもとに、配備されることによって住民生活に影響を与えることは許さないという姿勢で、保安距離の確保が困難であるという問題をたずなど、様々なリスクの解明に向け、防衛省と対峙してこられました。こうした常に住民の立場に立った知事の対応に対し、敬意を表します。

改めて言うまでもありませんが、イージス・アシヨアの配備理由とされている北朝鮮情勢が以前に比べて緩和され、避難訓練の中止やパツクスリーの撤収も行われる中で、県民の意見も、「北朝鮮が怖いから配備も仕方ない」というものから、「配備を急ぐ必要はあるのか。住宅地に配備するのは問題ではないか」というものに変化してきているように感じます。魁新報社が行った県議会議員、秋田市議会議員に対するアンケートでも、「新屋への配備には反対」と答えられた議員が、「どちらかといえば反対」も含め、両議会とも半数を超えました。こうした中で、配備候補地である演習場に最も近い秋田市新屋勝平地区振興会では、七月二十五日の理事会で、イージス・アシヨア配備への反対を決定し、知事や市長に対し、「国に対して『配備計画は撤回を』の姿勢で臨むよう」要望書を提出しています。一方、防衛省は、「地元の理解と協力が得られない場合、新屋に配備しないこともあるのか」という質問に対し、「理解を得られるよう丁寧に説明していく」と、はぐらかす答弁を繰り返

返しています。

そこで、知事に伺います。新聞報道によると、知事は九月三日の定例記者会見で、「地元の判断を一番尊重すべきだ」との見解を述べられています。今回の新屋勝平地区の決定をどのように受け止めているのか。また、新屋勝平地区の反対を受けて、今後、防衛省に対しどのような態度で臨むつもりなのか、お聞かせください。

七月四日のNHK「クローズアップ現代」で、イージス・アシヨア配備問題が取り上げられました。知事もごらんになられたかと思いますが、その中で、今現在、イージス・アシヨアの配備が進められ、二〇二〇年から運用が始まるポーランドについてのレポートがありました。ポーランドのレジコボ基地から四キロメートルに位置するスウプスク市は、たくさんの制限が加えられ、例えば高さ十五メートル以上の建物の建築にはアメリカ軍の合意が必要であったり、四キロメートル以内の風力発電施設は建設禁止されているというぐあいです。このため、市が進めてきた風力発電施設の建設を断念せざるを得なくなったほか、規制を嫌って企業も進出してこなくなり、その経済的損失は二十五年間で九百億円と言われています。しかも、配備計画はアメリカ政府とポーランド政府の合意事項ですが、市が規制の内容を知ったのは合意後だったそうです。番組の中で住民が発した「決定してからは遅すぎました。全てが決まる前に疑問を解消すべきでした。基地を建てようとする人たちからだけでなく、多くの専門家に検証してもらうべきです」という言葉は、私たちに重要な教訓を示してくれているように思います。

防衛省は、現時点で風力発電施設の建設や飛行機の運航に影響はないとの見解を示していますが、その他全てのささいなことについても、一つ一つ規制や影響がないのか検証すべきと考えますが、知事の所見をお聞かせください。

次に、経済的損失についてです。もし秋田市に転居しようとしている家族が、ミサイル基地がある新屋勝平地区とそうでない地区を比較して

条件が似ていれば、あえて基地がある地区を選ぶでしょうか。特に若い親御さんであれば、教育と生活環境には敏感で、微量でも電磁波のサイドローブが降り注ぐようなところは、あえて選択しないのではないのでしょうか。また、仮に配備された場合、三十年間の運用で新屋勝平地区の人口減少に拍車がかかるのではないかとこの心配は否めません。様々な規制があるとすれば、その損失も含め経済的損失について試算し、住民にも公表して導入可否の判断材料とすべきと考えます。現段階でどのような影響が出ると考えているのか。経済的損失の試算はされているのか。また、経済的損失などの試算がされていない場合、今後試算の予定はあるのか、知事の所見をお聞かせください。

最後に、防衛省は、レーダーの強さやサイドローブの範囲など肝心なことについては防衛上お答えできないとして、何一つ明らかにしていません。先ほど述べたポーランドの住民の言葉のように、県独自で専門家に依頼し、検証してもらおうべきだと考えますが、知事の所見をお聞かせください。

次に、園芸メガ団地事業について伺います。

知事の肝いりで始まった園芸メガ団地事業は、園芸作物の飛躍的な拡大を狙った、県農政始まって以来の画期的な事業であり、県内外から大きな期待が寄せられています。園芸メガ団地では地域に合った作物を選び、新規就農者も巻き込むなど、地域の活性化にもつながっています。しかし、平成二十九年度においてフルに稼働している五カ所の団地のうち、当初目標とした販売額一億円に届いているのは、二カ所の団地にとどまっていると伺っております。園芸メガ団地の成功の可否は、今後の秋田県の園芸振興にとって重要な鍵を握るものと認識しております。

目標に届かない原因については、関係機関や事業主体と一体となっていち早く究明することが重要であり、目標の達成に向けて、県のさらなる支援も必要となるのではないのでしょうか。知事の所見をお聞かせください。

次に、衛生看護学院の四年制大学への移行について伺います。

県議会議員になって八年目を迎えました。この間、地域を回ってよく聞かれることのひとつが、県南にも四年制の大学が欲しいという声です。中でも多いのが、そろそろ衛生看護学院を四年制の大学に移行する時期に来ているのではないかと、という切羽詰まった声です。その声は受験生から保護者、そして雇用する側からも届いています。昨年の十二月議会で小原正晃議員も一般質問で取り上げ、富山県で来年四月から、県立総合衛生学院を県立大学の看護学部として開学することを述べられておりました。こうした看護における公立専修学校から大学への移行の動きは、高齢化の進展や在宅医療の充実、児童虐待の早期発見等の広範囲な課題への対応など、地域の保健・医療・福祉政策において質の高い人材が求められているということ等が背景となり、全国的な動きとなっています。

大卒は県内定着率がよくないと心配される方もいるようですが、地元病院での実習受け入れは、定着率の大きな鍵になっているとも思います。大学に移行することによって、現在四十人である定員を増やす必要があるため、教育する側の体制整備が難しいことや、少子化時代に学生の確保が困難ではないかなど、人的・物的・予算的にもクリアしなければならぬ問題はもちろんあると思います。しかし、少子高齢化が一層進む秋田県、中でも県南地区においては、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療供給体制の整備が必要です。今こそ、こうした本県の課題にも対応した看護を提供できる、優秀な人材を育成する大学を設立する時期になってきているのではないのでしょうか。

国では、「看護基礎教育検討会」が開催され、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について、具体的な検討がなされております。その中では、三年間では学びが十分ではなく、四年間の年限が必要であるとの意見も出されています。これまでも秋田県では、

国の動向を把握し、看護を学ぶ学生はもろんのこと、医療機関や教育機関でも大学化を望んでいることに気づきながら、ここ十年以上にわたり真剣に検討されなかったことが悔やまれます。十年一昔は過去の話です。時代はどんどん進化しています。現状維持では何も変わりません。若者の県外流出も少子化もくい止めることができないのではないですか。何も対策をとらなければ、いずれ衛生看護学院そのものも廃校へと向かうのではないのでしょうか。県内の看護師養成における県の責任は、どのようなになるのでしょうか。

あきた未来創造部では、人口減少や地域活性化の対策として様々な取り組みを進めておりますが、私は、女性の進学先として希望の多い衛生看護学院の四年制大学への移行が、秋田県が抱える課題の解決に大きな成果を生むと確信しています。ましてや、がんの死亡率や自殺率の高い秋田県が「健康寿命日本一」を目標に掲げているわけですから、こうした課題の解決にも大きな役割を果たす、秋田県になくてはならない人材を育成する大学になるのではないのでしょうか。衛生看護学院の四年制大学への移行に対する知事の所見を伺います。

次に、臨時的任用教職員の待遇改善について伺います。

全国の自治体では、人口減少や厳しい財政状況等を理由に、この十年近くで約三十万人の正規職員が減少しています。その一方で、臨時的任用職員や非常勤職員は約二十万人も増加し、今や六十四万人を超え、職務の内容も、教育、子育て等、現状において地方行政の重要な担い手となっています。そこで国は、昨年五月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、臨時的任用職員の任用要件については、本来、常勤職員を配置すべき職が何らかの理由で配置できない場合、いわゆる欠員補充を原則としたほか、非常勤職員については、従来、特別職と一般職の任用根拠が不明確だったものを整理し、臨時的任用職員とあわせ、新たに一般職の会計年度任用職員について規定しました。県では、二〇二〇年四月一日の法律の施行に向け、条例や規則の改正について検討が行われ

ていると伺っております。

今回の法改正で任用の移行の対象となる教職員数は、臨時的任用教職員が一千百七十九人、非常勤教職員が一千五百五十三人で、合計二千七百三十二人となっております。そこで、県教育委員会が検討を必要とする臨時的任用教職員である講師、事務職員、栄養職員の勤務条件の改善について伺います。

現在、欠員補充として採用される臨時的任用教職員の任用開始日は、正規教職員と同じ四月一日です。しかし、任用の期間は年度末の三月三十一日までではありません。講師は、三月二十九日から三月三十一日までの三日間、また、事務職員と栄養職員については、三月三十一日の一日が空白期間として設定されているのです。この空白期間により、二つの問題が生じることになります。一つ目の問題は、この空白期間に行われる離任式や、年度末でなければできない会計帳簿や児童生徒に関する帳簿の作成のために、ほとんどの臨時的任用教職員が出勤しているという問題です。これは単にサービス出勤という問題だけではなく、任用期間の切れた人が学校に出入りし、児童生徒の個人情報を取り扱うことが法的にも問題があると指摘されているからです。二つ目の問題は、退職手当が支給されないことです。ほんの数日の空白期間が設定されるために、退職手当の支給要件である十二カ月以上の継続勤務に該当しなくなるからです。

県は、これまでも国から、退職手当や社会保険の負担を回避するための空白期間の設定を改めるよう強く指導されています。今年一月十七日の国の説明会でも、「対外的な説明ができない空白期間も不適切である」と、このことが明らかになっています。また、二〇一四年のデータによると、ほとんどの都道府県では退職手当を支給しているそうです。こうした問題とあわせて、臨時的任用教職員の給料に上限が設定されているというさらなる問題もあります。正規教職員と同等の業務を担っているにもかかわらず上限を設定されることは、生活面はもろんのこと、

仕事に対する意欲にも大きく影響してきます。これらの問題点を踏まえ、臨時的任用教職員の勤務条件の改善について、教育長の所見を伺います。

また、臨時的任用教職員の待遇改善や人材の確保に向けては、財源も大きな課題の一つであると考えております。少子化が加速し、今後さらなる学校の統廃合が予想される中、教職員の採用についても、一部を臨時的任用教職員という欠員補充で対応してきたものと思えます。しかし、今やあらゆる職種で若い働き手が少なくなり、求人倍率も高くなる中、臨時的任用教職員のなり手も少なくなり、各県で講師の不足が常態化しつつあります。県内の小・中学校では、今年四月に予定されていた臨時講師が配置されなかった学校が複数校あると伺っていましたが、九月一日現在でも五校が未配置のままです。

本来配置されるべき教職員が欠員のまま学校を運営していくことは、職場にとつての負担はもちろんです。児童生徒にとつても望ましい教育環境ではありません。教育立県秋田の名にふさわしい教育環境、そして人材を確保するためにも、臨時的任用教職員の待遇改善が必要と思われれます。大きな課題である財源の確保も含め、知事の所見を伺います。

次に、学校事務職員の採用について伺います。

昨年の九月県議会において、私は、中央教育審議会の緊急提言で「事務職員の活用による事務機能強化」がうたわれ、より学校事務の専門性が重要となってくることから、現在の一括採用方式を改めて「学校事務」採用を復活させ、学校現場で経験を積みながら地域の学校事務を統括し、リードできる学校事務職員の育成を行うべきではないかとお尋ねいたしました。教育長からは、「学校教育法の一部が改正され、事務職員の活用による事務機能の強化や、さらなる業務改善の推進が求められるなど、『チーム学校』において事務職員が果たすべき役割への期待はますます高まっており、こうした状況に対応していく上で、現行の採用区分及び配置方法が適切で持続可能なものであるかについては、学校事務採用区分の復活も含め、知事部局と十分に協議しながら検討してまい

りたい」との答弁をいただきました。

配置方法については、まさしく職員の育て方、キャリアアップと密接にかかわっていると認識しております。現在、市町村立小・中学校においては、事務職員を複数校で兼務させる等の「共同実施」が機能し、人材育成の受け皿として、市町村立学校を支える事務職員の育成に即効力があると経験上期待しているところでです。

そこで教育長に、学校事務採用区分の復活と配置方法について、その後の検討状況を伺います。

次に、学校へのエアコン設置について伺います。

温暖化現象の一つなのででしょうか。特に今年は、全国的にこれまでに経験したことのない猛暑に見舞われ、連日のように熱中症で病院に搬送される状況や、亡くなった方の報道がされました。総務省消防庁の発表によれば、秋田県でも今年の四月三十日から九月二日までに熱中症により救急搬送された方は、速報値で五百八十三人にも上り、昨年の同時期に比べ二百二十四人も増えています。しかも今年は、初診時で熱中症により死亡と診断された方が一名、重症と診断された方が二十一名と、その割合は全国平均に比べて非常に高い傾向にあります。

文部科学省では、七月十七日に、愛知県において小学校一年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故を受け、各都道府県教育委員会に対し、熱中症事故防止について改めて関係者に周知徹底を図り、万全の対策を講ずるよう依頼文書を出しました。今回の事故をきっかけに、秋田県内でも学校でのエアコン利用が話題になりました。県内のほとんどの小・中学校では七月二十五日から夏休みがスタートしましたが、秋田市でも七月に入ってから夏休み前の二十四日までの間に、気温が三十度を超える日が十四日もありました。教室の窓は南側に面している場合が多く、校舎には軒がありません。学校によっては、時間とともに日差しが直接教室に差し込むために、カーテンを引いて授業を行わなければならないとも聞きました。このような学習環境は、

体温調節機能が未熟な児童や障害のある児童生徒にとつては、熱中症になる可能性が高く、とても危険です。ちなみに、県内の公立学校へのエアコン整備状況は、文部科学省の調査によると、平成二十九年四月時点で小・中学校では六・四％であり、全国平均を三十五ポイントも下回っています。また、高校では二二・九％で全国平均を二十七ポイント下回り、特別支援学校でも四〇・五％で全国平均を三十四ポイント下回っているという状況です。

文部科学省は、これまでの学校環境衛生基準を見直し、今年度から、教室等の望ましい温度を二度引き下げ、二十八度以下としました。また、来年度の概算要求の中で、エアコン等の設置のための費用として、前年度の三・五倍にもなる二千四百三十二億円を要求しています。ただ、来年度の予算となると、エアコンが設置されたときには夏休みも終わり、実際に使用ができるのはさらに一年後となってしまいます。そこで知事には、ぜひとも全国知事会で、この年度末までにエアコン設置工事が完了するように、今年度の補正予算に費用を前倒しするように国に要請していただきたいと考えますが、知事の所見を伺います。

あわせて、この秋田県で生まれ育った子供たちが、県内のどの高校に進学しようとも格差のない教育環境で学べるよう、国からの補助対象となっていない県立高校についても、エアコン未設置校に対して計画的に順次整備していただきたいと考えますが、教育長の所見を伺います。

次に、実態を踏まえた交通安全対策について伺います。

八月十七日、秋田県警が発令した「高齢者交通死亡事故多発警報」は、いまだに皆さんの記憶に新しいことと思います。この警報は、十日間で四件の高齢者の交通死亡事故が発生したときに発令されるものです。今年に入ってから交通事故で亡くなった方は、八月末時点で前年を十一人上回る二十八人でした。そのうち、高齢者は二十人と七割以上を占めています。県警は警報発令期間中、パトロールや取り締まりの強化、チラシの配布による注意喚起など、事故防止に取り組んだようですが、全国

で最も高齢化のスピードが速いと言われている秋田県として、何らかの追加対策をとらなければ、ますます高齢者の事故が増えていくのではないかと心配しているところです。その対策の一つとして、信号機の設置について伺います。

例年、美郷町では、年度当初に地元選出県議会議員との意見交換会が開催され、県に対する要望事項など、主要な課題について説明がなされています。その要望事項の中で、毎年かなえられることなく継続して記載されているのが、交通安全施設の新設に関するものです。信号機の設置が七カ所、信号機と横断歩道が一カ所、そして通学路の横断歩道が二カ所の計十カ所です。どの要望箇所でも事故が発生するなど、危険が指摘されています。そんな危険な交差点なのに、なぜ要望がかなえられないのでしょうか。警察庁では、平成二十七年十二月二十八日付で都道府県警察に対し、「『信号機設置の指針』の制定について」という通達を出しています。その指針には、信号機を設置しようとする場所として必要な五つの条件が示されています。その一つが、ピーク時の一時間の自動車等の往復交通量が、原則として三百台以上であることという条件です。しかし、この基準に該当する道路は、県内全路線の何割あるでしょうか。交通量が少なくても危険な交差点がたくさんあります。この条件がある限り、どんなに要望しても取り上げられない状況になっているのではないかと思います。信号機以外の対策で事故が回避できるのであれば、それに越したことはないのですが、それでも状況が変わらないことから、毎年、町の要望事項になっているわけです。車が多く、公共交通機関も発達している東京や大阪といった大都市と、人口減少や高齢化が進んでいるものの自家用車が生活必需品となっている秋田県のような地方も、全国一律に扱い、同じ指針をもとにして信号機の設置を進めることには、大きな問題があるように感じています。

事故をなくしていくためには、運転手の視点に立った交通安全対策だけでなく、高齢者の視点に立った秋田県独自の交通安全施設の整備や、

信号機の設置基準が必要ではないのでしょうか。警察本部長の所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 加藤麻里議員の一般質問にお答えを申し上げます。まず、イージス・アショアの配備問題について、地元の反対でございます。

新屋演習場は、面積が狭く、周囲に緩衝地帯がないことや、住宅密集地に近接していることなど、周辺地域の安全確保の面で不安があり、防衛省からの具体的な対策に関する説明が十分でない状況では、新屋勝平地区振興会が新屋演習場への配備について反対という決議に至ったことは理解できるものであります。

防衛施設の配備・運用には地域住民の理解と協力が不可欠であり、イージス・アショアについても、地域住民の理解が重要であると考えております。今後、地質や測量、電波環境等の調査が実施される予定となっておりますが、調査の内容や結果についての防衛省の説明を、地域住民がどのように受け止めるか慎重に見きわめるなど、地元の理解や判断を尊重しながら、厳格かつ適切に対応してまいります。

次に、配備に伴う影響でございます。

さきに小野寺防衛大臣宛てに提出した質問状において、県として分析した一定程度専門的な見地から、地域住民の日常生活や経済活動に支障が生じないかたがたしましたが、その回答は具体性に乏しく、十分に納得できるものではありませんでした。防衛政策は国の役割と責任に属するものであることから、配備による地域住民の安全や健康、経済活動などに対する影響については、国が自らの責任のもと、具体的かつ科学的な根拠に基づいて説明した上で検証されるべきものと考えております。

地方公共団体が独自に検証や試算をするべきとの御指摘については、防衛装備品に係る能力等は機密事項に該当するものが多く、詳しいデータの提供を受けることができないため、非常に困難な面があります。今後、防衛省が実施を予定している各種調査において、イージス・アショアの配備に伴う様々な影響が明らかになるものと考えておりますが、まずは、調査の内容や結果について、詳細な情報提供と科学的根拠に基づいた合理的な説明を行うよう、防衛省に対して求めてまいります。

また、地域住民の日常生活に支障が生じるような規制の有無や経済的影響等については、事前に確認することが必要であり、このような点についても、対応策を含めた具体的な説明を強く求めてまいります。

次に、園芸メガ団地事業でございます。

平成二十九年年度までに本格的に営農を開始し、一億円の販売目標を達成していない三団地のうち、一団地は、おおむね年次目標に近い実績をあげており、一団地については、昨年七月の豪雨災害により、残念ながら目標に達することができませんでした。残りの一団地については、夏場の高温により収穫が一時期に集中し、作業が追いつかなかったことなどから目標に届いておりませんが、今年度は、労働力を確保するとともに、栽培方法や労務管理体制等を見直したことで、これまでのところ生産量は昨年度よりも増加し、品質も向上しております。

メガ団地への指導については、JAや市町村等とプロジェクトチームを設置して濃密に行っており、特に目標に届いていない団地に対しては、原因を分析し、解決策を明らかにするとともに、定期的に進捗状況をチェックしながら、きめ細かに実施しているところであります。

また、今年度から、高度な経営管理を目指す団地には普及指導員がトヨタ式の改善方法を用いて指導するとともに、軽劣化が課題となっている団地には、パワーアシストスーツの導入を支援しており、引き続き、メガ団地が目標を達成し、経営が安定するよう、しっかりとサポートしてまいります。

次に、衛生看護学院の四年制大学でございます。

少子高齢化が進む県内において、疾病構造の変化への対応や、地域包括ケアシステムにおける看護師の役割の拡大など、多様で複雑なニーズに応える、より専門性の高い看護人材が求められております。

衛生看護学院は、看護に必要な知識の習得はもちろんのこと、対象者の多様な価値観を認識し、柔軟な姿勢で対応できる看護師を育成するため、より現場に即した実践教育に力を入れており、就職先の医療機関からは、毎年高い評価をいただいているほか、看護師国家試験の合格率は十三年連続で一〇〇%を維持するなど、教育水準は四年制大学と遜色がないものと考えております。一方、この三月に県内の看護師養成施設を卒業した学生のうち、三年課程の県内就業率が八〇%を超えているのに対して、四年制大学は五〇%に満たず、大学での教育を生かすための就職先として、県外施設を選択する学生が三年課程に比べて多い実態があるほか、四年制大学への移行に当たっては、効率的な運営の観点から定員の増員も必要であり、既存の県内養成機関の学生確保への影響が生じること懸念されます。そのほか、教授等一人一人の研究室の新設、図書室の拡張のほか、学生数の増加に伴う教室の増設など、多額の施設整備費が必要になるとともに、他県の公立大学の例では四十人を超える教員配置がされていることから、新たに二十人以上の教員の確保が必要になります。

衛生看護学院は、県立の三年課程としてのニーズが高い一方、四年制大学への移行については多くの課題もあることから、直ちに結論を出す段階にはなく、今後の状況を踏まえ、多面的な検討が必要なものと考えております。

次に、臨時的任用教職員の待遇改善について、まず人材の確保でございます。

地方公務員法等の改正を受けて、国から臨時的任用教職員の任用期間や給与決定等の全国的な見直しが求められており、本県においても教育

委員会が検討を行っているところであります。臨時的任用教職員が本県の学校教育を支えている現状は十分に認識しており、その勤務条件の改善は、仕事に対する意欲の向上のみならず、新たな人材の掘り起こしにもつながり、講師不足の解消に一定の効果をもたらすものと考えております。

財源の確保は大きな課題であり、法改正はあったものの、国からの実質的な財源措置は不透明であることに加え、本県の一般財源も極めて厳しい状況であることから、国に対し強く財源措置を求めてまいります。

次に、学校へのエアコン設置でございます。

近年の特に七月、八月における暑さについては、まさに異常と言っているほどの過酷なものであり、児童生徒の教育活動に支障を来していることは、私も認識しております。文部科学省においても、子供たちの安全と健康を守るため、来年度予算を大幅に増額して要求し、冷房設備を含む教育環境の改善を推進しようとしておりますが、私も全国知事会文教環境常任委員長として、先月、文部科学省に十分な財源措置を行うよう要望してきましたところであります。

冷房設備の設置には、ランニングコストも含め、多額の費用や一定の工事期間が必要となりますが、学校設置者である市町村が計画的に事業を実施できる制度となるよう、今後も機会あるごとに国に対して強く要望してまいります。

私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 加藤議員から御質問のありました、臨時的任用教職員の待遇改善についてお答えいたします。

県教育委員会では、会計年度任用職員制度等への円滑な移行に向け、教育庁職員で構成するワーキング会議を中心に課題の検討を行っているところであります。特に、国からは、教育委員会固有の課題として臨時講師等の処遇改善が求められており、空白期間の解消による継続雇用に

加え、給料上限の撤廃、退職手当の支給開始等の見直しを図りたいと考えているところですが、知事の答弁のとおり財政上の大きな課題があります。

県教育委員会といたしましては、総務省から示されている事務処理マニュアルに従い、職員団体と十分に協議の上、勤務条件を決定することにしておりますが、今後、国に対して財政上の措置を強く要望してまいります。

次に、学校事務職員の採用についてであります。県教育委員会では、昨年の議員からの一般質問を受け、学校事務のあり方に関して、教育庁の職員、小・中高校の事務長等で構成するワーキング会議を立ち上げ、学校の校長、教頭、事務職員等を対象としたアンケート調査や、職員団体との意見交換を行いながら検討を重ねてまいりました。その結果、専門能力を有するスタッフが学校教育に参画して課題の解決に当たると「チーム学校」の推進に向け、専門性を備えた学校事務職員の配置が必要であるとの結論に至ったところであります。

こうした学校事務職員を配置するためには、長期的視点に立った人材育成が大切であり、研修体制の整備による意欲ある事務職員の育成に向け、研修内容の充実を図っております。あわせて、教育行政や学校事務に専門的に携わる学校事務職員の再来年四月の採用復活に向け、知事部局、人事委員会で詳細を調整してまいります。

次に、県立高校へのエアコンの計画的な整備についてであります。統合や老朽化により近年建設してきた学校については、空調設備にヒートポンプ式のエアコンを導入し、夏場の暑い時期には冷房機能を使用できると整備してきているところであります。また、冷房設備がない学校についても、保健室や熱のこもりやすいコンピュータ室などにエアコンを設置し、生徒の健康に一定の配慮をしております。

今後も、統合や老朽化した学校の整備の際には、これまで同様の空調設備を設置していくとともに、当面改築等の計画がない学校については、

現在使用している暖房設備の改修の際に冷房機能を使用できる設備を検討するなど、計画的に対応してまいりたいと考えております。

【警察本部長（森末治君）登壇】

●警察本部長（森末治君） 御質問がございました、実態を踏まえた交通安全対策についてお答えいたします。

信号機は、交差点の交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は交通の円滑化を図ることができるものでありますが、路面標示や標識の設置等の対策による代替可能性を考慮した上で、必要性の高い場所に設置することとしております。

美郷町からの信号機等設置要望については、大仙警察署で要望場所の交通量や現状等を確認し、その結果、朝夕の車両交通量は多いものの渋滞の発生もないこと、見通しが良い交差点であること等から信号機の設置の必要性は低いと判断しておりますが、安全確保のため必要に応じて、道路管理者と協力し、注意喚起を促す看板の設置、大型一時停止標識や自発光式一時停止標識を設置するなどの対策を行っております。しかし、今後、交通量の増加等道路環境が変化し、交通の安全と円滑を図るため、信号機の設置等の必要性が高まった場合は、さらなる検討を行うこととしております。

警察庁が示す「信号機設置の指針」の交通量の基準については、県内の国道は全ての路線で、また、県道については約五割が基準を満たしております。

県内における信号機の設置については、この基準に満たない場所でも、真に必要な高い場所には信号機を設置しており、地域の実情や要望場所の状況を確認・検討し、設置の要否を決定しておりますので、県独自の設置基準の必要性は低いと考えております。さらに、県警察では、県独自の高齢歩行者対策として、昨年、高齢者の方々が安全に信号機のある横断歩道を渡り切れるよう、四十二カ所の交差点について、歩行者用信号の青色時間延長を行ったことに加え、本年は、十一カ所の歩車分離

式信号機について、スクランブル方式に変更し、高齢者の方々の安全性と利便性を向上させる施策を行うこととしております。

今後も、信号機等設置要望場所については、必要な交通量調査等を行った上で、必要性の高い場所への信号機等の設置を行うとともに、街頭指導や交通指導取り締まりを実施することにより、交通の安全と円滑化を確保してまいります。

●九番（加藤麻里議員） 答弁ありがとうございます。再質問をしたいと思います。

まず一点目に、イージス・アショアの配備について伺いたします。知事は、様々な影響等について、防衛省の装備品だから詳しいデータ等がないため、なかなか影響等の調査ができないというお話でありましたが、経済的影響については、防衛省の装備品といったものとは違いますので、県でも試算ができるのではないかと思います。その点について、まず伺いたいと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 経済的なものについて、試算というよりも、常識で考えても、あの近くの土地、例えば現在、道路を隔てたところに県の用地があります。そこを欲しいという福祉法人がやめたんですよ。あれが万が一来ると、やっぱりそこに福祉法人が高齢化施設をつくるということは、入居率も低くなりますので、そういう意味で、現実にもそういう問題もひとつあります。また毎年出ます地価調査でも、例えば、今年こういうものがどういふふうになっていくかの熟度によって、地価調査が客観的に出ると思います。そういう点では、経済的なものについては県で一定の推測ができますので、その点については前もって我々も、その不安あるいは危惧を防衛省にぶつけています。そこら辺について、県として独自にできる範囲でやろうと思います。

ただ、防衛省の装備品、これは実際、アメリカから買うのではないのです。有償援助です。ですから、一切性能は自衛隊でもわからないです。

よ。全部ブラックボックスなんです。ですから有償援助なんです。あくまでも援助です。そのため、その点については、実際には推測以外はできないと思います。ただ、そういうこともありますので、その点については非常に難しいですが、今言った経済的側面、あるいは周辺の心理的側面、そういうものは県としても、市と一緒にやって、いろいろな面でもやっていきたいと思っています。

●九番（加藤麻里議員） ありがとうございます。知事のもとに届いていないだけで、ひよつとしたら他にも県の用地の購入予定者がもう取りやめになったとか、そういったこともあるかもしれませんし、経済的な損失という意味においても、いろいろな点で、この後もぜひとも知事には頑張っていたいただきたいと思っています。

あと次に御質問したいのは、衛生看護学院の四年制大学への移行についてです。

いろいろとやはり私が思ったとおり、様々な問題があるように感じております。ですが、私が今この衛生看護学院の四年制を求めたのは、先ほども申しましたように、東北六県の中でも既にほかの五県が、四年制大学へと今移行しているという状況にありますし、この流れは全国的でもあり、もう国内でもこういった公立の専修学校というのが、既に三カ所に減ってきているとも聞いております。そういうわけで、卒業生も望んでいるし、雇用の場でも非常にこの四年間、きちんと勉強してきた学生が欲しいといっているわけですので、どうか女性の進学先としても希望が多いこの秋田県の、しかも秋田県内に定着する方も、私は、受け入れ先でもある実習先の対応いかによっては、きちんと私は秋田に残ってくれるのではないかと思います。何事も、お金がかかるとか経済的に無理だといってしまうえば何もできなくなってしまいますが、そんな中で、ぜひともチャレンジしていただきたい、検討していただきたいことの一つがこの衛生看護学院の四年制への移行でありますので、その点についてももう一度、検討等を含め、お答えをお願いいたします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 実際に東京方面から看護師の就職のオファーは大学の方が多いんですよ。現実に県内の四年制のところは、そこを狙ってきますから、ある意味、四年制大学にはほとんど中央から、非常に賃金も高いですし、条件もいい。ですから、そこら辺の問題で、地元で受け入れるとすると、東京の方と競争できるかどうかと。で、三年制の今の状況では、最初から地元志向が多いということで、大学よりも中央からのオファーは少ないんです。また、一部、やっぱり大学までいなくても、ここで十分だという、そういう層もあります。そういうことで、全体の流れを、全て高度化することによって、高度化の全てが東京に集中するという面もございしますので、そこら辺は十分考える必要があると思います。また、逆に言えば、地元の四年制大学の看護師、この方々を十分受け入れる環境、賃金も含めて、これがしっかりしないことには、つくつたはいけれどもどんどん出ていくという、この問題をどうするかという、その問題がございします。ですから、やはり医療側も、その覚悟を持って、相当高い賃金を出せるかどうか。それがないと、逆に出ていくという矛盾というか、そういうジレンマもございします。ただ、全体の動向を見きわめながら検討することは必要であろうと思ひます。

●九番（加藤麻里議員） もう一点お伺いしたいと思います。臨時的任用教職員の待遇改善ですが、やはり先ほども、私は人を育てる秋田県にあって、やはり臨時的教職員の待遇改善というのは喫緊の課題だと思ひつていいます。もう講師の引つ張り合いが始まっているといひますか、全国的にそういう状況である中、しかも今、学校の多忙を何とか克服しなければならぬというときに、いまだに欠員の学校が五校もあるという、これは本当に憂うべき実態だと思ひます。そういう意味においても、非常に厳しい財源ではありましようが、ぜひともこの待遇改善を進めていただきたい。これも私は一つの少子化だとか地元定着だとか、そういったことの本当の見えない部分では——派手ではありませんが、見えない

部分ではあるかもしれませんが、県民にとつては非常に時間をかけて、秋田が今よりも少子化、少子化対策という意味において効果のあることであろうと私は考えていますが、教育長お願いします。

【教育委員会教育長（米田進君）】

●教育委員会教育長（米田進君） 臨時講師をはじめ非常勤の方々にはいろいろな御難儀おかけして、そういう意味で待遇等もそれに見合うものにならなければいけないと私も思っておりますが、実際、今回、地方公務員法、それから地方自治法が一部改正されて、今いろいろと検討していく中で、まず県単独ではなかなか厳しいということも私も何回も聞いておりますので、国からいろいろな財政面での措置もやっぱりしてもらわないと、しっかり実現できないなという認識でおります。知事は知事として、文教環境委員会の委員長として、また、知事会の一人として、知事会の方で要望していくということ、私たちの方でも教育委員会連合会という、国レベルで全体のことを考えていかなければならず、こちらも県単独でなく、全体で動いていかないと、なかなかひとつの大きな動かす力にはならないのではないかなと思っております。そのような考えで、教育委員会連合会の方でも頑張っていくように、私もいろいろ提言していきたいと思っております。

●議長（鶴田有司議員） 九番加藤議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十分再開

	出席議員	四十名
一	番 薄井 司	二番 加賀屋 千鶴子
三	番 吉方 清彦	四番 石川 徹
五	番 佐々木 雄太	六番 杉本 俊比古
七	番 鈴木 健太	八番 佐藤 信喜

九番	加藤麻里	十番	佐藤正一郎
十一番	三浦茂人	十二番	小原正晃
十三番	沼谷純	十四番	今川雄策
十五番	鈴木雄大	十六番	高橋武浩
十七番	平山晴彦	十八番	石川ひとみ
十九番	東海林洋	二十番	渡部英治
二十一番	菅原博文	二十二番	佐藤雄孝
二十三番	北林丈正	二十四番	竹下博英
二十五番	原幸子	二十七番	田口聡
二十八番	石田寛	二十九番	三浦英一
三十番	土谷勝悦	三十一番	工藤嘉範
三十二番	近藤健一郎	三十三番	加藤欽一
三十四番	佐藤賢一郎	三十五番	小松隆明
三十七番	柴田正敏	三十八番	大関隆衛
三十九番	川口一	四十番	小田美恵子
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十三番北林議員の発言を許します。

【二十三番（北林丈正議員）登壇】（拍手）

●二十三番（北林丈正議員） 自由民主党の北林丈正です。一般質問の機会をいただいたことを光栄に思い、また、遠方より傍聴においていただいた皆様に深く感謝を申し上げます。

まず、この夏の甲子園で準優勝に輝き、県民栄誉章を受賞される金足農業高校野球部に、心からの感謝とお祝いを申し上げます。自分を信じ、仲間を信じ、伝統の野球スタイルを貫いて戦い抜き、全国の強豪校を相手に決勝まで勝ち進む姿は、全国に金農ブームを巻き起こし、県民に限りない勇気と希望を与えてくれました。金農の活躍で、「秋田でもやればできる」と奮起し行動する若者が増えることを期待し、また同時に、「大人は何ができるのか、議会は何をすべきか、改めて考えさせられた次第です。人口減少が進む中においても、自然豊かな県土を守り、安心して暮らせる地域を実現したい」と思いを込めて、質問をさせていただきました。県当局におかれましては、質問の趣旨を御理解いただき、前向きな答弁をお願いいたします。

まずはじめに、人口減少対策について伺います。
今年三月に国立社会保障・人口問題研究所——以下、「社人研」と言います、が発表した二〇四〇年の本県の推計人口は六十七万三千人で、五年前の平成二十五年に社人研が発表した推計を二万七千人も下回りました。これを受けて、県は六月議会に、人口減少対策を加速化する「第三期ふるさと秋田元気創造プラン加速化パッケージ」を示し、急速に進行する高齢化や人手不足に対応する施策や今後の取り組みの方向性を示しました。本県の人口減少率は、昨年、過去最高の一・四％を記録しましたが、この数字は全国で最も高く、また、今後も拡大する見通しです。人口減少が避けられない中で、それを見越した対策を進めることは必要ですが、一方で、なぜこれほど将来の人口推計が下振れをしたのか、また、その割合が、原発事故の影響がある福島県を除き全国で最も大きくなったことについても、詳しく分析する必要があると思います。

今年三月に発表の社人研推計と二十五年推計とを比較して、本県のように下振れを起こしたのは十五の県であり、残りの三十二都道府県は上振れしています。六月議会の総括審査でもお話しさせていただきましたが、平成三十年と二十五年推計では、人口の移動率の仮定に違いがあり、そ

のことが「上振れ」や「下振れ」を起こした主要因と思えますが、例えば、お隣の岩手県を見ると二万人「上振れ」しており、また、人口六十八万人の島根県は三万七千人「上振れ」しています。本県と似たような条件にある両県が大きく上振れしたのはなぜでしょうか。

本県でも「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」で、人口減少対策の柱として社会減の半減を目標に掲げ、具体的な数値目標も示されましたが、他県の事例にヒントが隠されていないでしょうか。また、全国的に有効求人倍率が高まり、人手不足が深刻化する中で、社会減の対策は、これまでとは違った視点での取り組みが必要と思います。社会減の半減に向けた見通しや課題、達成に向けた意気込みなどについて、知事の御所見をお聞かせください。

また、今回の社人研の推計で目につくのは、市町村ごとの減少率の違いです。二〇一五年と二〇四五年を比較した人口の減少率は、最も少ない秋田市が二八・五％に対し、五〇％を超える市町村が過半数の十三にも達し、六〇％を超える市町村も五つを数えます。今後二十数年間でこれだけ急激な減少を迎えるとすれば、自治体の運営や住民サービスに対する影響ははかり知れず、対策を急ぐ必要があると考えます。

総務省では、二〇四〇年ごろの自治体のあり方を検討した「自治体戦略二〇四〇構想研究会」の第二次報告を今年七月に公表しましたが、ここでは、人口減少により二〇四〇年には今の半数の公務員で行政を支える必要があるとして、「スマート自治体への転換」や「公共私による暮らしの維持」、「圏域マネジメントと県・市町村の二層化の柔軟化」などを提唱しています。具体的には、個々の市町村は行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにすることや、核となる都市がない地域では、県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要などとする提言は、本県こそ真っ先に取り組むべき対策と考えます。国による法整備も必要と思いますが、これほど急激に人口が減少する市町村を数多く抱える本県は、国に先んじて新たな自治体行政へ

転換を模索し、提言していくべきではないでしょうか。長く地方行政に携わってきた佐竹知事の御所見を伺います。

次に、県土の保全について幾つかお尋ねします。

急激な人口の減少は県民生活に様々な不安を引き起こしていますが、中でも心配なのは、県土の保全が将来にわたって適切に行われるかについてであります。農林業の衰退や公共事業予算の削減などもあり、最近、手入れの行き届かない農地や山林、河川などが目立ってきたように思います。そこでまず、農地の耕作放棄地について伺います。

農林水産省のデータによると、二〇一五年の耕作放棄地面積は、二〇一〇年より二万七千ヘクタール、率にして六％増加し、四十二万三千ヘクタールとなりました。これは、ほぼ富山県の面積に相当します。本県においては、農地中間管理機構による農地の集積も進んでおり、現在のところ耕作放棄地は余り目立っていませんが、条件の悪い中山間地の水田については、借り手が集まらず、農地の集積・集約化が進まなくなる可能性も指摘されております。こうした中、今年度新たに創設された「農地中間管理機構関連農地整備事業」は、農家負担がなく、応募する地域も多いようです。中山間地の営農継続と耕作放棄地対策の切り札として期待が集まっていますが、当事業の進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

一方、人口の減少による需要の減少、農家の高齢化などを考えると、農地の集積だけでは限界があるようにも思います。条件の厳しい中山間地については、採草地や林地への転換など、土地利用の形態を変えることも検討する必要があるのではないのでしょうか。山梨県北杜市では、NPO法人が放棄された農地を借り受け、企業の社会貢献や人材育成に活用する取り組みを平成十六年から続け、山間地の耕作放棄地を復元させております。本県においても、様々な団体を巻き込み、知恵を結集して耕作放棄地の解消に取り組む必要があると考えます。本県の耕作放棄地の現状と今後の対応についてお聞かせください。

関連して山林の保全について伺います。

本県の木材素材生産量は、ここ数年大きく増加をしておりますが、伐採後の様子を見ると、作業用道路で削られた山肌が露出し、再造林も二割程度しか行われていないのが現状のようです。民有林の所有者は、山林を所有することを負担と感じ、相続を放棄したり、未登記のままにする例も増えているようです。森林経営に無関心な所有者や所有者不明の森林は、今後大幅に増えるものと予想されますが、こうした事態を県はどのように捉えているでしょうか。森林資源を適切に管理していくためには、農地中間管理機構のように、公的機関が森林所有者から委託を受け、能力のある林業経営者に森林管理を委託するような仕組みも必要と思います。国においては、森林環境譲与税の創設も決まり、新たな森林管理システムの検討もされているようですが、その内容と課題等についてお聞かせください。

関連して、河川管理とダムの堆砂についてお尋ねします。

昨年七月、八月の記録的豪雨に続いて、今年五月十八日には田植え直前の水田を豪雨が襲うなど、豪雨による河川の氾濫、洪水被害は後を絶ちません。現在、国の支援を受けた災害復旧事業が進められていますが、県の管理する河川を日ごろ見て感じるのは、川底に土砂がたまり、草木の生い茂る河川が増えていることです。こうした状況が河川の流水能力を低下させ、氾濫の原因となつてはいないでしょうか。

県の管理する河川は、一級が二百九十一河川、二級が五十一河川あり、流路延長は二千八百七十五キロに及びます。河川の整備については、河川整備方針に沿った計画が策定され、事業が進められるようですが、整備計画が策定されるのは大きな災害の起きた河川に限られるようで、その他の河川は整備計画の策定まで至らないのが現状のようです。災害が起きてから対応するのではなく、災害が起きないような日ごろからの維持管理が大切と思いますが、県の河川管理に対する基本的な考えと課題等についてお聞かせください。

また、ダムについては、構造上、土砂の堆積は避けられず、年々貯水能力が減少していきます。国土交通省では全国のダム堆砂状況を公表していますが、そのスピードは予想より早く、例えば平成二十三年に完成したばかりの森吉山ダムの堆砂量を見ても、約九十方メートルと計画堆砂容量の一割ほどにも達しています。県管理のダムの堆砂の状況と今後の対応方針についてもお聞かせください。

次に、内水面漁業について伺います。
レジャー白書によると、日本では毎年およそ六百万人から八百万人が釣りをしており、スポーツレジャーの中で野球やサッカー、スキーなどを上回る九位にランクされており、この数字には海の釣り人も含まれており、内水面に限った統計データは少ないようですが、平成二十七年に釣りをした全国一千人を対象にアンケートを行った結果によると、内水面の釣り人は全体の約四一%、延べ三百三十六万人と推計されています。また、識者による研究には、「釣りによる年間総支出額は約四千五百億円であり、ゴルフに次いで二位であるが、参加率は年々減少しており、今後、効果的な遊漁振興策を検討するためには、魚種別や釣り方別など具体的なデータをもとに、釣りをしたくなるような方策を検討するのが良いと考えられる」との分析も見られます。

御承知のように本県には、アユやサクラマス釣れる河川が数多く存在し、私の地元の阿仁川も全国的に有名な釣り河川として知られ、毎年多くの釣り人が訪れています。また、溪流釣りに関しても、県内にはその醍醐味を味わえるポイントが多数存在し、県内外から多くの釣り人が訪れています。このように、本県の貴重な資源である内水面漁業を観光や経済活性化のツールとして捉え、積極的に活用すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

一方、内水面漁業には幾つもの課題があるようです。多くの国と異なり、日本では水産資源や漁場の直接的な管理者は国や都道府県ではなく地域の漁協であります。そのため、漁協が健全な経営と漁業の振興を図

る必要がありますが、現実には、財政の悪化、組合員の高齢化、減少などに直面しているところが多くなっております。また、御承知のように日本の内水面の組合には、義務放流と言われる増殖の義務が課せられており、漁協は遊漁料などの収入を財源として増殖事業を行います。増殖事業の主なものには稚魚の放流ですが、放流事業の収支状況は、魚種による違いはありますが、厳しい場合もあるようです。知事は、こうした現状をどのように把握し、対策を考えておられるでしょうか。

関連して、県内の内水面資源の回復についてお尋ねします。

アユの漁獲量は、本県だけでなく全国的に減少しています。解禁日の早まったサクラマスも生息数が減少し、魚体も小型化しているようです。減っているのはアユやサクラマスだけではありません。子供のころにはよく採れたカジカやヤツメなども、最近はめっきり少なくなりました。原因は様々あると思いますが、やはり河川の環境変化が大きいのではないのでしょうか。魚の遡上を妨げる堰堤やダムができ、川底には土砂や泥が堆積するなど、生き物にとって川の環境は以前に比べて厳しくなっています。

河川の管理は、用水としての利用、また、近年多発する洪水被害を予防する治水などが主な目的とされていますが、同時に、貴重な生き物を育む生態系の一つであることを忘れてはならないと思います。これまでも、内水面資源の回復に寄与する様々な取り組みがなされてきたと思います。堰堤などへの魚道の設置や人工産卵場の造成なども行われたようですが、効果のほどはいかがでしょう。

先ほど義務放流についてもお尋ねしましたが、河川の環境が生き物にとって住みよいものにならないければ、放流しても効果は上がりません。河川の管理には、治山関係者、農業関係者、漁協など多くの団体がかわっており、調整には多大な労力を要すると思いますが、いま一度、生き物のすみかとしての河川も大切に、資源の回復に努めるべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

また、近年、カワウの被害が深刻化し、調査の結果、北欧の杜公園などで営巣地が発見され、今後、近隣における被害の拡大が懸念されます。カワウ被害の防止のため、県としてどのような対策を講じ、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

次に、縄文文化について教育長にお尋ねします。

去る七月十九日、本県の伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石の二カ所を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が、世界文化遺産の国内推薦候補に決定しました。六度目の挑戦での決定に関係者の喜びもひとしおです。私も県議会縄文議連幹事長として、今回候補に選ばなければどう責任を取るべきか悩んでおりましたので、正直ほっとしたのが実感であります。県文化財保護室、北秋田市、鹿角市など関係の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

今後は、二〇二〇年の正式登録を目指していくこととなりますが、課題をどのように捉えているでしょうか。御承知のように縄文文化は、本格的な農耕と牧畜を選択することなく、狩猟・採集・漁労をなりわいの基盤として定住を達成し、協動的な社会をつくり上げ、一万年以上もの長期間継続した、人類史上極めて貴重な文化です。ところが、従前の考古学では、農耕による食糧生産が文明発生の前提とされていたため、農業を持たない縄文文化は、他の新石器文化とは区別され、人類の歴史の中では注目されてこなかったようです。最近の考古学の進展により、縄文文化の先進性や革新性が明らかとなり、その価値が認められ世界遺産登録へと道が開けてきたことは、極めて意義深いことです。地球環境問題が人類最大の問題と言われる今日、自然の秩序の一員として生きた縄文文化は、世界から注目を集めていくのではないかと思います。

また、縄文文化の革新性に土器の発明があります。土器の発明地は世界に何カ所かありますが、その中でも縄文土器は断然古く、一万年をはるかに超えております。土器の発明により煮炊きができるようになり、生活は大きく変わりました。さらに、造形的な観点からも、縄文土器に

はほかに見られない特徴があります。縄文土器に芸術的価値を見出したのは岡本太郎です。一九五一年に偶然、縄文土器を目にした彼は、電撃的な衝撃を受け、そのときの思いを「私の血の中に力がふき起こるのを覚えた」、「常々芸術の本質として超自然的激超を主張する私でさえ、思わず叫びたくなるすごみである」などと書いています。このような容器としての機能を度外視した火焰型土器、表情豊かな土偶、石を円形に並べた環状列石などは、縄文人の思想や世界観などをうかがわせ、現代人の興味をかき立ててやみません。

このように、縄文文化は限りない価値と魅力を持っていますが、他の世界遺産に見られるような迫力や荘厳さに欠けるため、見ただけではその価値を理解するのは難しい面もあります。そこで、世界遺産登録を目指す遺跡以外にも県内にはたくさん縄文遺跡があると思いますが、この機に、それらを含めて県民に広く縄文文化の価値を伝え、世界遺産登録への機運を盛り上げるべきではないでしょうか。県内の縄文遺跡の分布や保全状態についてもお知らせください。

また、観光面での活用を考えた場合、四道県十七遺跡の中で、本県の二つの遺跡をどう位置づけ、PRするかは重要な点です。伊勢堂岱遺跡と大湯は車で一時間程度であり、遺跡群の中核である青森の三内丸山や八戸の是川遺跡とも高速道路で結ばれています。こうした地の利を生かした連携を積極的に進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。教育長の御所見を伺います。

最後に、熊対策についてお尋ねします。

昨年の一般質問でも熊対策を取り上げ、市町村や警察とも連携した安全対策や長期的視点に立った環境の整備、復元などを求めました。県もカメラを使った生息数の調査や様々な対策を行っておりますが、熊の目撃数や被害は拡大傾向にあり、この問題に対し、より一層力を入れて取り組む必要性を感じます。

そこで総務企画委員会では、先月、県外調査で長野県軽井沢町の熊対

策の取り組みについて説明を受けてまいりました。軽井沢町は標高一千メートル前後に位置し、浅間鳥獣保護区の中にありながら森の中に一万五千戸の別荘が点在し、人と熊の領域が重複している町ですから、過去には、ごみ集積場所の生ごみを荒らされたり、農作物が被害を受けたりといった被害が多発していました。そこで町では、鉄板で覆われた熊対策用ごみ箱を設置し、農作物被害防止のための電気柵設置に補助するなど、熊の出没しにくい環境づくりに取り組んできました。こうした対策に加えて、軽井沢町で力を入れているのが熊の「個体管理」です。縄張りがなく、行動面での個体差が大きい熊の保護管理を行うには一頭一頭に着目した対策が有効であると、町から委託を受けているNPO法人ピッキオは言います。個体管理するため、捕獲した熊に電波発信機を装着し、個別に対応方針を決定するための個体情報を収集します。個別の対応方針とは、熊の行動からあつれきレベルを判定し、出没した場所ごとに駆除の対象とするかを判定するのです。二〇一四年度の数字では、捕獲頭数二十四頭に対し駆除頭数はわずかに一頭とのことでした。

もう一つ特徴的な活動は、ベアドッグによる追い払い活動です。ベアドッグとは、もともと狩猟犬であったカレリア犬に特別な訓練を施した、熊と人との共存のために働く犬です。アメリカ人のキャリー・ハント氏がこの犬を使った熊対策手法を確立し、アメリカ・カナダの国立公園を中心に、ベアドッグを利用した熊の保護管理を行っています。日本国内には二頭しかいませんが、今春六頭の子犬が産まれ、ベアドッグとしての成長が期待されています。ベアドッグは、大きな声でほえ立て、熊を森の奥に追い払うことができますが、熊は学習能力が高いため、追い払いを繰り返すうちに「いてはいけない場所」と理解するようになることとです。また、ベアドッグは熊に襲いかかることはせず、一定の距離を保つように訓練されており、熊も犬も傷つくことはありません。ベアドッグを本県で導入することは簡単ではありませんが、犬を熊対策に生かす考え方は一考に値するのではないのでしょうか。犬は縄文時代から飼

われ、野生動物との間に立って人の役に立ってきました。田舎では、つい一昔前までは各家々で犬が飼われていましたが、最近は屋内で飼う人が増え、そうした状況が熊の出没と関係があると指摘する声もあります。熊と人が同じ場所で共生することは不可能ですから、熊対策の柱は、人と熊の領域を分けることだと考えます。県も「ゾーニング管理」の取り組みを始めていますが、問題はどのようにして熊に人の領域を分からせ、人は危険なものとして認識させるかです。県は、熊警報を十月末まで延長しましたが、人間が熊から逃げているだけでは、熊の生息域が拡大するばかりです。熊を山奥に追い払う取り組みを早急に進めなければなりません。その一つの手段として犬は貴重な存在だと思います。ベアドッグをすぐに導入するのは難しいとしても、犬の活用を研究し育成することを検討してみたいかがでしょうか。また、熊の追い払いや身体を防護するための様々な装置の開発や利用に関しても、積極的に乗り出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

熊の生態の変化は驚くばかりで、北秋田市中心部の住宅街へも出没するようになりました。現在進めている対策では変化に対応できず、住民の不安は高まるばかりです。実効性のある対策を早急に講ずる必要があります。鳥獣対策の専門部局の設置や専門員の配置、警察本部との連携強化など、対応する組織の見直しも必要ではないでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）
副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 北林丈正議員の一般質問にお答えを申し上げます。まず、人口減少対策について、将来推計人口の下振れでございます。

国立社会保障・人口問題研究所が発表してございます将来推計人口は、ベースとなる国勢調査の年齢別人口に出生や社会動態等の直近の傾向を反映したものであり、前回推計では社会増減が一定程度縮小していくと

仮定したのに対し、今回はその趨勢値が継続するとの仮定に立って算定したものと伺っております。

全国的には、近年の出生率の改善により、多くの都道府県で将来推計人口が上振れたものと見込まれますが、本県では、進学や就職により、十代後半から二十代の若年層、とりわけ女性の社会減少率が前回の推計時点よりも大きくなっており、このことが下振れの要因になったものと考えております。また、御指摘のあった岩手県や島根県では、社会減の割合が前回推計に比べて縮小傾向にあり、若年人口の減少が抑えられておりますが、その背景には、若年層の移住・定住の促進や大手製造業での雇用拡大のほか、外国人の積極的な受け入れなど様々な要因があるものと推測されます。

本県も多様な施策を実施してきておりますが、目標とする社会減の半減は息の長い取り組みを要するなど、その達成までの道のりは険しいものがあることから、これまでの取り組みを着実に進めるとともに、保護者への県内就職情報の発信強化や年間を通じた秋田帰郷キャンペーンによる県全体の機運醸成など、官民一体となった対策を積極的に講じてまいります。今後は、労働力の確保が最大の課題であることから、まずは、秋田労働局と緊密な連携のもと、県内業界団体との連絡協議会を新たに設置し、テーマを絞り込みながら実効性のある具体策を取りまとめ、人材の獲得競争に打ち勝てるような魅力ある雇用の場の創出や県内企業の採用力の向上、さらには雇用のマッチング機能の強化にも努めてまいります。

次に、新たな自治体行政でございます。

人口減少が急速に進む本県においては、これまでも他の自治体に先駆けて機能合体などの新たな自治体行政の構築に取り組んできましたが、今年三月の社人研の人口推計を踏まえれば、将来的には、組織や財源なども含め、自治体のあり方が大きく変わらざるを得ないのではないかと考えております。こうした中で、将来における市町村の行政サービスの

維持について、以前にも増して強い危機感を抱いており、今後は、産業や観光の振興を含む広範囲な分野で、県と市町村あるいは市町村同士の連携を拡大するほか、市町村の区域を越えて行政サービスを提供する仕組みづくりを進めるなど、柔軟かつ新たな発想で、これまで以上に連携の取り組みを強化してまいります。

この七月から始まった地方制度調査会の検討テーマの一つは「圏域における地方公共団体の協力関係」であり、地方行政体制のあり方について、法整備などを伴う抜本的な見直しを含めた議論が行われるものと認識しております。県としましては、こうした国の動向を注視しながら、県独自の自治体間連携の取り組みが国の制度改革に反映されるよう、積極的に提言してまいりたいと考えております。

なお、本県の下水道処理に係る取り組みなどは、「秋田モデル」として先進的事例と高く評価されており、こうした取り組みの成果を、今後予定されております地方制度調査会のヒアリングにおいて、私から報告したいと考えております。

次に、県土の保全でございます。

まず、耕作放棄地でございますが、二〇一五年農林業センサスによりますと、県内の耕作放棄地は九千五百三十ヘクタールと、近年増加傾向にあり、特に中山間地域で多くなっております。県では、農地は食料生産の基盤として有効に利用することを基本に、「日本型直接支払制度」を活用し、県内農地の約七割で地域住民も巻き込んだ保全活動を支援するなど、耕作放棄地の発生防止に努めているところであります。

また、国では、中山間地域においても収益性の高い農業を展開できるように、小規模でも農家負担なしで実施できる新たな基盤整備事業を創設したところであり、耕作放棄地の抑制にも有効であることから、本県でも積極的に活用することにし、本年度は五地区で実施する予定であります。本事業は、農家の関心が高く、現在、県内三十区から要望が挙がってきておりますが、クリアすべき要件も多いことから、今後は、地元の

合意が図られ、高い事業効果が期待できる地区から順次実施してまいります。

また、耕作放棄状態となった農地については、農業法人やNPO法人等が国の事業を活用し、菜種やソバを栽培するなど、これまでに約一千百ヘクタールの農地の再生に取り組んできたところであり、今後とも、こうした多様な主体による取り組みを支援してまいります。

次に、山林の保全でございます。

本県における民有の人工林二十四万ヘクタールのうち十万ヘクタール程度は、所有者の高齢化や不在村化の進行により十分な管理がなされずに放置されており、今後、こうした森林のさらなる拡大が懸念されております。平成三十一年度から導入されます新たな森林管理システムは、このような森林で間伐等の管理を適切に行う制度であり、具体的には、所有者が自ら経営できないと意思表示をした森林は、市町村が委託を受け、そのうち採算が見込まれるものについては、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、それ以外は市町村が自ら管理するものであります。

このように、本制度は市町村が主体となって進めるものであります。所有者への森林管理に対する意向調査や管理計画の策定など果たすべき役割が増大する一方で、市町村の実情を見ますと、林業の専門職員が不足し、事業実施に対する不安が強いことから、先般の秋田県・市町村協働政策会議において、連携して進めることを確認したところであります。このため、県では、増加する業務に適切に対応できるように、今年の六月に市町村等との連絡会を設置したところであり、今後は、専門知識を有する外部アドバイザーの紹介や経営管理を受託する林業経営体の育成など、様々な課題に個別に対応し、来年度から全ての市町村が円滑に事業を実施できるよう支援してまいります。

次に、河川管理とダムの堆砂でございます。

県では、河川の正常な機能を維持し、洪水による災害の発生を防止するため、点検などの管理業務を行っており、中でも州ざらいや伐木は、

河川の流下能力を確保する上で効果的であり、平成二十八年度から予算を拡充し、人家への影響などの優先度を考慮しながら計画的に実施しております。しかしながら、県管理河川は全体で三百四十二河川に上っており、県単独による財源の確保が困難であることから、国に対して「河道内の堆積土砂撤去」への財政支援措置を講じるよう要望しているところであり、今年七月の全国知事会においても、西日本豪雨を踏まえ、同様の措置についての緊急提言を行っております。

また、ダムについては、その設計に当たり、整備後百年間で堆積する土砂量を見込んだ上で必要な貯水容量を確保することにしており、仮に堆砂容量を超えるような場合は、土砂の撤去などの対策を検討する必要があります。現在、県が管理します十五ダムのうち、素波里ダムを除く十四のダムについては、建設時からの経過年数に対し、おおむね計画どおりの堆砂量となっており、直ちに対策が必要な状況にはありませんが、定期的な測量等により堆砂量を確認してまいります。素波里ダムについては、経過年数四十七年に対する堆砂率が九三%と計画を上回る早さで進んでいることから、必要な対策の検討を進めているところであり、今後も、州ざらいや伐木などを効果的に実施し、河川の流下能力を確保するとともに、ダムの洪水調節機能が確実に発揮されるよう、適切な管理に努めてまいります。

次に、内水面漁業の振興でございます。まず、地域資源としての活用でございますが、本県にはアユやサクラマスが釣れる河川が多く、中でも、「尺アユ」の阿仁川や「殿さまあゆ」の松木内川、サクラマスの遡上が多い米代川などは人気が高く、県内外から多数の釣り客が訪れております。特に、七月一日から解禁されますアユ釣りについては、夏場の観光シーズンと重なることから、それぞれの地域において観光や地域活性化のツールとして様々なイベントに活用されております。

県としましては、養殖業者や漁協等と連携しながら、稚魚の早期放流

により大型のアユが釣れる環境づくりを進めるほか、アユの遡上状況や釣果予測など、釣り人が求める情報を積極的に発信して釣り場としての魅力を高め、誘客促進につなげてまいります。

次に、漁協の経営実態等でございます。

内水面の魚種については、漁業法に基づく増殖義務として漁協が稚魚放流を行っておりますが、近年、夏場の天候不順等により、収入源である遊漁料収入が十分に確保できないことから、放流数は減少傾向にあります。こうした状況に対応し、遊漁者の増加を図るためには、大型アユの増殖等により河川の魅力を高めるとともに、稚魚放流に頼らない低コストな増殖手法を導入する必要があります。

近年、国の研究機関が中心となって、ふ化直前の発眼卵の放流や人工産卵場の造成など、稚魚放流よりも低コストで増殖効果が高い手法が開発されていることから、こうした技術の導入を促進し、漁協経営の改善につなげてまいります。

資源回復の取り組みでございます。

内水面の重要な魚種であるアユやサクラマスは、ふ化後、海にくんだり、再び川をのぼって産卵することから、遡上を阻害する河川工作物や上流域から運ばれた土砂等が、増殖に悪影響を及ぼしていることも事実であります。県では、これまで県内八十二カ所の工作物に魚道を整備するとともに、漁協で設置する簡易魚道についても支援しており、こうした河川では、アユやサクラマスの遡上が増加傾向にあります。また、人工産卵場については、河床を直径三メートル程度のすり鉢状に掘削し、礫を敷き並べることで一定の産卵効果があることを確認しております。

県としましては、引き続き、河川環境の保全に配慮した計画に基づき、良好な瀬や淵などを保全しながら、漁協等と連携し、河川における産卵環境等の整備に努めてまいります。

また、カワウについては、平成二十年ごろから生息が確認され、内水面の重要魚種であるアユなどの食害が明らかになってきたことから、平

成二十八年度以降、ドローンを活用したモニタリング調査を実施し、北秋田市など県内四カ所で繁殖地を確認したところであります。このうち、アユ等の被害が懸念される場所では、内水面漁業組合連合会が空砲等による追い払いやエアライフル等による捕獲を行っており、本年度は既に二百羽以上を捕獲したところであります。

今後とも、効果的な駆除方法を研究している国の機関とも連携し、被害軽減に向けた対策を強化してまいります。

次に、熊対策でございます。

ツキノワグマの人里への出没は、今年度においても頻繁に発生し、人身被害も出ていることから、依然として憂慮すべき状況が続いております。県では、昨年度、全庁横断的に対応できる体制を整えるとともに、カメラトラップ法による精度の高い生息数の把握に努めているほか、今年度からは、鳥獣保護管理に特化した新たな班を設置し、熊対策の専任職員を増員したところであります。

これまでの対策では、主として有害捕獲に取り組み、その担い手となる狩猟者への支援も行っていました。捕獲だけでは対応しきれない状況にあります。このため、人間と熊のすみ分けを目指したゾーニング管理や、熊の侵入を防止する電気柵の設置のほか、熊の生態や遭遇時の対処法を伝える県民向けの出前講座の実施など、ハード・ソフト両面での対策を進めております。

一方、ツキノワグマは国際的には絶滅のおそれのある種として位置づけられていることから、中長期的には保護の視点も必要であり、人間と野生鳥獣が共生する社会を実現し、本県の魅力である「動物に優しい秋田」を国内外に発信していくことが重要であると考えております。

こうしたことから、市町村や警察をはじめ、関係機関との連携を一層密にするとともに、来年度には有識者等で構成する協議の場を設置し、専門職員の配置や保護と管理を一体的に担う組織のあり方のほか、個体管理の有効性やベアドッグの活用、被害防止のための機器の利用など、

新たな対策についても幅広く研究してまいります。
私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】
教育委員会教育長（米田進君） 北林議員から御質問のありました、縄文文化についてお答えいたします。

本県の伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」につきましましては、県議会の皆様及び関係者の方々のお力添えにより、国の文化審議会から世界文化遺産の国内推薦候補として決定をいただきました。改めて御礼申し上げます。

今後の課題といたしましては、ユネスコに提出する英文の推薦書について、説得力があり、精度の高いものとするよう文化庁から指導がありましたので、現在は英文表現を重点的に検討するなど、必要な作業を鋭意進めているところであります。また、イコモスの調査やユネスコの審査に向けて、国内だけでなく、海外での認知度向上と理解促進を図る取り組みにも力を入れてまいります。

次に、県内の縄文遺跡についてであります。現在、県内全域、約二千五百カ所に分布しており、うち九カ所が国や県の史跡に指定されております。これまでの発掘調査による出土品は、県または市町村の教育委員会が保管し、県立博物館をはじめ地域の資料館等で随時公開されているところですが、引き続き、広く縄文文化の価値を伝えられるよう、県内各地の展示施設との連携強化を図ってまいります。

最後に、伊勢堂岱遺跡と大湯環状列石の活用につきましては、既存の観光資源や隣県の遺跡も含めた複数の周遊コースの設定が有効と思われるので、観光文化スポーツ部や市町村の観光部局とも連携して、積極的な情報発信に取り組み、広くPRすることで交流人口の拡大に貢献できるように努めてまいります。

以上です。

●二十三番（北林丈正議員） 答弁ありがとうございます。熊対策につ

いて、ベアドッグの方も検討していただけるということで、前向きな答
弁ありがとうございました。また、先ほどお話ししましたけれども、こ
のベアドッグ、アメリカ・カナダの国立公園で活躍ということですが、
私聞くところによりますと、熊がこういう人間の住むところの近くに
いくというのは、世界で日本だけだそうです。ですから、やはり共生し
ていくということは本当に難しいと思います。いろいろな方面から、これ
を考えていただきたいと思います。

また、熊の専門の対策員の方を増やしたというお話もございました。
私も、この職員の配置状況、全国の状況をちよつと調べましたが、秋田
県では常勤職員は十四人ということでありましたが、全国の平均は二十
八人でございます。北海道は七十六人ですとか、長野県とか新潟県も秋
田県の何倍もの対応をする職員がいます。そういう点において、この熊
もそうですし、イノシシや鹿の北上といった問題もありますので、ぜひ
もつと対応する部署をしっかりとして対応していく必要があると思いま
すが、どうでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） いずれ熊もそうですが、ほかの野生鳥獣も、過疎
化、あるいは人口減少によって、いろいろなところで増えてくると、当
然、人間との共生、あるいは被害の防止、こういうことを全般的に、全
県的に、まあ今では山里でなくても、秋田市の中心部でもそういうこと
がありますので、そういうところに専門知識を持った職員を養成、また、
単に今までの発想とは別に、自然愛護団体から、ぼんぼん撃つなど、非
常にそういうメールも来てます。ですから、人間を大切しながらも共生
ということになれば、来年度、いろいろな学問的な要素も含めて、専門
家の方々の意見を聞いて、様々な要素から有害鳥獣、野生鳥獣とのバ
ランスをとり、その中でいろいろな方法を考えながらやっていく必要が
あると思います。また、やはりそういう場所が偏ってる場合もあります
ので、そういうところに職員を配置するという、専門知識の養成ととも

に一定の配置も必要であると思えますので、これからも専門家の意見等
を十分聞いて、協議を進めてまいりたいと思います。

●副議長（竹下博英議員） 二十三番北林議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十三分散会